

農村生活改善のための 女性の技術向上検討事業 報告書

平成4年3月

国際協力事業団

農 計 画
J R
9 2 - 3 3

JICA LIBRARY



1117103101

農村生活改善のための
女性の技術向上検討事業
報告書

平成4年3月

国際協力事業団

国際協力事業団

27053

序 文

近年、開発における女性の関与およびその役割（Women in Development : WID）の重要性と強化が国際的に認識される中で、女性を開発の担い手として正しく位置づけた技術協力の実施が必要になっています。開発途上国においては、女性が特に農業生産・農村生活の両面で、重要な役割を担っており、女性の技術向上を図ることによって、農業生産の増大・栄養水準の向上・農村生活の改善に大いに役立つことが期待されております。

このような背景のもとで、国際協力事業団は、平成2年度の分野別「開発と女性」援助研究会報告書の提言に沿い、女性を対象とした農林業分野の望ましい協力の実施に資するため、本年度から3カ年にわたって「農村生活改善のための女性の技術向上検討事業」を行うこととなりました。本事業は、開発途上国の農業・農村生活における女性の関与の実態を把握し、国内の経験、国際機関および諸外国の事例も参考に、我が国として実施可能な技術協力のあり方について検討し、協力の指針を得ることを目的としています。

初年度である本年度は、我が国の農業普及事業および生活改善運動の経験の調査・分析、女性を対象とした国際機関および先進国の技術協力プロジェクトに関する情報の収集・分析、農業・農村生活における女性の関与の実態に関する情報の収集を行いました。

本報告書は、初年度の検討結果を取りまとめたものであり、この分野の協力に携わる関係者にいささかなりとも役立ち得る資料となれば幸甚に存じます。

最後に、本検討事業にご協力いただいた(株)国際農林業協力協会ならびに検討委員会の委員の方々、更に、ご支援をいただいた農林水産省の関係各位に対し心から御礼申し上げます。

平成4年3月

農林水産計画調査部長

佐川俊男

目 次

I 総 括	1
II 日本の農業改良・生活改善普及	4
1. 日本の農村女性の発展に係る農業改良・生活改善の経験	4
— 農村女性への技術指導と意識改革の誘導 —	
1) 協同農業普及事業の概観	4
2) 農業改良と生活改善の係わり	10
3) 農村女性の発展に係る技術普及の特徴と時代背景	13
4) 農村女性の発展を促した諸施策	16
2. 農業改良普及	19
1) 農業生産の時代区分	19
2) 農業制度の改革と食糧増産時代の普及活動	21
3) 農業基本法の制定と商品生産時代の普及活動	31
4) まとめ — 導入技術と普及方法 —	38
3. 農村女性と生活改善普及事業	40
1) はじめに	40
2) 食糧増産時代と農村女性	41
3) 商品生産時代の農村女性たち	46
4) まとめ	55
III 先進国及び国際機関の女性を対象とした農業・農村生活改善技術協力	57
1. アメリカ合衆国	57
1) W I Dに関する活動状況	57
2) 女性と農業プロジェクト	58
3) 有益な示唆	61
2. イギリス	63
1) イギリスの姿勢	63
2) イギリスのW I D援助の実例	65
3) イギリスの経験からの示唆	66

3. ドイツ	68
1) ドイツの姿勢	68
2) ドイツの経験からの教訓	71
4. カナダ	73
1) カナダのWIDに対する姿勢	73
2) カナダのWID援助の実例	77
3) カナダの経験からの示唆	78
5. 北欧諸国	81
1) 北欧諸国の姿勢	81
2) 北欧諸国のWID援助の実例	86
3) 北欧の経験からの示唆	89
6. UNIFEM	92
1) WIDへの取り組み	92
2) UNIFEMの活動	92
3) 事例紹介	93
4) 参考となる点	96
7. FAO	98
1) WIDへの取り組み	98
2) WID取り組みの姿勢	98
3) FAOプロジェクトの事例	100
4) 参考となる点	102
8. 先進国及び国際機関から学ぶもの	104
1) 参考点の整理方法	104
2) 先進諸国及び国際機関からの参考点	104
付属資料1. 「開発途上国の農業・農村生活における女性の関与 の実態に関するアンケート調査」について	111
2. 時代変遷と生活改善活動	125
3. 農村生活改善のための女性の技術向上 検討委員会の設置・運営要領	136

I. 総括

1970年代、とくに1976年に始まった「国連婦人の10年」を契機として盛り上った女性の地位向上を求める運動は、当初のいわばアクティヴィストのフォーラム的な運動から、次第に国連諸機関を中心とした実践的な活動へと展開して来ている。すなわち、女性を社会的経済的な弱者として、その社会的地位の向上、法的権利の確保といった視点から支援するというだけでなく、経済的、社会的な開発の過程における女性の寄与を積極的に評価し、また女性のもつ本来的な能力を高め、かつ、これをより積極的に活かすべき途を求める運動へと展開して来ているのである。

「国連婦人の10年」を機に、「国連婦人のための開発基金（United Nations Development Fund for Women：UNIFEM）が国連の機構の中に設けられ（1976年）、女性を直接対象としたプロジェクトへの支援が行われるようになった。また、OECDの開発協力委員会（DAC）上級会合では、1983年にWID（Women in Development）指導原則を採択、婦人の関わる開発計画への先進諸国の協力のための指針を明らかにしている。その他、国連の機関、例えば、FAOは、1979年の農業改革及び農村開発会議（The World Conference on Agrarian Reform and Rural Development：WCARRD）において、WIDに関する具体的な施策への取組みが論ぜられたのを受け、以降、女性を中心としたプロジェクトの実現を図って来ている。

国際機関のみならず先進諸国もまた、この問題に積極的に取り組んで来ている。アメリカ合衆国開発援助庁（USAID）は、1974年、その機構の中にWID室を設け、女性の潜在能力を高めるとともに、それを積極的に開発に役立たせるためのプロジェクトを推進して来ている。1984年にカナダ国際開発庁（CIDA）は、WID実行戦略を決定しているし、イギリス海外開発庁（ODA）もまた、1986年に「WIDとイギリスの援助プログラム」によって、そのWID政策を明らかにしている。その他、ドイツ、あるいは政府開発援助（ODA）の先進国と言われている北欧諸国、等もまた、1983年のDACのWID指導原則を受けた形で、それぞれ女性の能力向上と開発への参加、そして女性の福祉向上への協力を積極的に推進している。

我が国もまた、DACの指導原則の趣旨に則り、1980年代後半以降、この問題に対応する姿勢を示してはいるが、開発過程における女性の役割を拡大することを目的とするような技術協力の実績は乏しいと言わざるを得ない。このような状況に鑑み、1990年2月、JICAは「「開発と女性」援助研究会」を設け、WID問題に対する基本的な取組方針等の検討に乗り出した。研究会は1991年2月にその報告書を公にし、WIDに関する基本認識、WID援助についての提言、等を明らかにした。すなわち、この報告書によって、我が国のWID援助戦略が初めて宣明されたものと言ってよいであろう。

この報告書は、「開発と女性」の基本的な考え方として、女性を受動的な開発の受益者としてだけでなく、能動的な開発の担い手として認識すべきことを謳っている。農業が

国民経済の主要な部分を構成し、農村に多数の人口を抱えている多くの開発途上国では、農村女性が農業の発達に現に果たしつつある役割を無視することは出来ない。農業の発展が経済全般の成長促進に関わって来た事実、そして今後の経済成長にもその寄与が期待されていることを考えれば、農村女性のもつ技術的能力を向上させ、生産及び生活の両面においてその水準を引き上げさせるように働きかけて行くことは、農業協力の重要な一環として強く認識されなければならない。

このような事情を背景として、国際農林業協力協会は、JICAの委託を受け、開発途上諸国の農業ならびに農村の開発、農業技術の普及、農村における生活改善、等の諸問題に知識経験を有する学識者等をもって構成する委員会を設け、「農村生活改善のための女性の技術向上」をテーマとして検討を行うこととなった。

農村生活改善のための女性の技術向上検討委員会に付託された検討事項は、(1) 開発途上諸国の農業生産及び農村生活における女性の役割についての実情把握、(2) 我が国の農業技術普及および生活改善普及事業の経験についての、とくに女性の関与の仕方という視点からの分析、整理、(3) 国際機関ならびに諸外国の女性を対象とした技術協力プロジェクトに関する情報の収集および分析、(4) 以上を踏まえ、我が国における経験を活かし、開発途上諸国の農業生産及び農村生活の技術改善に役立つ女性の能力向上のための方策を探り、我が国として実施可能な技術協力の在り方についての指針を提供する、ことである。

この「農村生活改善のための女性の技術向上検討事業」は、1991年度を初年度とし、3年計画で上記の付託事項の調査検討を実施する。初年度は、(1) わが国の農業普及および生活改善事業の経験について体系的に分析整理すること、(2) 国際機関および先進諸国がWIDに関して採っている政策ならびに関連プロジェクトの情報収集とその内容の分析、(3) JICAが実施している事業等から、女性の関与の実態を明らかにするための情報を収集分析すること、の3項目が検討事項として採り上げられた。

なお、第2、第3年度には、初年度の調査検討結果およびJICAの実施する「農村生活改善のための女性の技術向上基礎調査」の結果を分析し、開発途上諸国を対象とした関連技術協力の内容及びプロジェクト形成の手順等について検討を行うこととしている。したがって、初年度の調査検討結果は、開発途上諸国での農業農村開発への女性の関与の状況を十分に把握した上での分析整理という形にはなっていない。初年度に実施される開発途上諸国の農村女性の実態に関するアンケート調査に基づく分析結果、ならびに次年度以降の「基礎調査」の結果によって初年度の報告が補完され、農業、農村に係わるWID関連技術協力のあり方への指針が改めて検討されることになっている。

本報告書は、初年度の検討事項のうち、上記の(1) および(2) に関する検討結果を取り纏めたものである。報告書は、委員会の指針に則ってワーキング・グループがその原案を作成し、数次に亘る委員会の討議によって纏められたものである。因みに、検討委員会は1991年11月以降5回、ワーキング・グループは10回開催されている。

以下、本報告書の内容について簡単に要約することとする。

報告書は、「Ⅰ 総括」、「Ⅱ 日本の農業改良・生活改善普及」、「Ⅲ 先進諸国及び

国際機関の女性を対象とした農業・農村生活改善技術協力」の3章を以て構成される。更に付属として、「『開発途上国の農業・農村生活における女性の関与の実態に関するアンケート調査』について」の説明と、「時代変遷と生活改善活動」についてのイラスト入りの解説を付している。

「Ⅱ 日本の農業改良・生活改善普及」は3節から成っている。1.は我が国の改良普及事業の成り立ちと制度的な特色を、2.は農業改良普及事業の変遷とそれが農村女性の自立に如何に関わって来たかを、そして3.は農村女性が如何なるプロセスで農業技術の学習に、また生活改善のグループ活動に積極的に関わるようになったかを論じている。これらの記述は、殆ど自主性をもち得なかった戦前の農村女性にくらべ、今日の農村女性の積極性、自ら考え行動する能力が驚くほど大きく育って来た要因を明らかにしている。

戦後における農村女性の変貌について、これらの叙述はその背景を次のような時代区分の下に説明している。それは、(1) 農地改革等一連の制度改革と食糧増産を最大の政策課題とした昭和20年代、(2) 選択的拡大と経済的自立経営を指向し商品生産化が急速に進んだ昭和30年代、(3) 米の過剰と水田高度利用が主要な課題となった昭和40年代、(4) 農産物輸入の急増と貿易自主化圧力が増大して来た昭和50年代以降、である。しかし、この章では、前半の2つの時期に焦点を当てて論述している。その理由は、戦後の農村の民主化を進めた諸改革が農村女性の意識変革への素地を醸成し、食糧増産を指向する技術の進歩が農村女性をも生産活動の場に、そして栄養改善への取組みに狩り出し、更に昭和30年代以降の兼業化の進展等が、農業経営における女性の発言力の増大を促したと見るからである。このように、少なくとも戦後の半世紀の前半では、周囲の社会経済的環境変化が農村女性の行動の変化を促す大きな要因であったと理解できる。そして自らの行動の変化が更に意識の変化を促し、今日の自ら考え行動し得る農村女性を作り出したと見てよいであろう。

以上の2章での分析・整理からは直ちに開発途上諸国に対する技術協力の指針を導き出すことにはならないかも知れない。しかし、「Ⅲ 先進諸国及び国際機関の女性を対象とした農業・農村生活改善技術協力」は、アメリカ合衆国、イギリス、ドイツ、カナダ、北欧諸国のWID政策とその実例を紹介し、またUNIFEM、FAOのWIDに対する基本的姿勢とプロジェクトの事例を紹介している。さらに、これら国際機関及び先進諸国の経験を、プロジェクトの流れ、すなわち企画、実施といった段階に沿って整理することによって、今後我々が取り組むべき課題に対して如何に対応すべきかを示唆している。

以上の1991年度における調査検討の結果は、次年度以降の現地における実態調査の結果（JICAの実施する基礎調査の結果）の分析に際してのいくつかの視点を、そして共通の認識を準備するという役割をもっているであろう。しかし、我々の経験が直ちに開発途上国に対して lesson の役割を果たすとは限らない。むしろ次年度以降の検討結果からのフィードバックが、我々の経験を活かした技術協力の方向づけには不可欠であろう。

II. 日本の農業改良・生活改善普及

1. 日本の農村女性の発展に係る農業改良・生活改善の経験—農村女性への技術指導と意識改革の誘導—

1) 協同農業普及事業の概観

本節のテーマについて記す前に日本の協同農業普及事業（以下普及事業という）の骨子について解説しておきたい。

普及事業は1948年に制定された農業改良助長法に基づき発足した。日本は当時占領下であり、連合軍総司令部天然資源局長指令の下に同局農業課研究普及班が、この制度発足への指導を担当した。担当職員は米国普及事業の専門家達であり、長年普及分野での職務経験者であった。米国普及事業は州立大学の設置目的のひとつに位置づけられ、研究・教育・普及の組織のもとに当時すでに法律制定後、40年以上の成果を得ていた。日本では当時大学設置数は少なく、目的はわが国の各分野の発展を担う中心的人材の養成教育と研究を目的とし、直接一般農民への技術普及を担うには無理があった等の理由から日本の普及事業は農林行政の一環として進められてきた。当然のことながら両国の普及事業の位置づけの違いは、時代の経過と共にその特徴の違いに現れている。基本的な狙いには共通性があるものの、日本のそれはそれぞれの時代における行政課題を色濃く反映している。次々と実施される振興政策においても、改良普及員による農民への技術指導や、実践参加への誘導についての役割、期待は強くなる一方である。

しかし、この新制度発足の前段には、極端な食糧危機克服のために新たな指導方法が発足していた。従来からの上意下達式の技術指導や補助金を支給する指導方法の効果に限界があることを反省した結果である。それは数多くの実証圃を教材とし、農民自身が修得した技術を駆使して生産し劣悪な食糧事情を好転させようとした教育的指導方法であった。従来のアメとムチに替える、この急がば廻れ式の手法は敗戦を前に、わが国独自の発想で開始されている。一層教育的色彩の濃い普及事業を円滑に発足させ、効果的に進めさせたのは、この前段の事業の実施によるところが大きいと考えられる。しかし、この前段事業の構想は農民の生産に関する農民自身の行動力の高揚と科学的技術駆使の重要性には注目したものの、生活改善及び農村青少年育成についての構想は全く欠落していた。この2分野については、米国普及事業の経緯とその実績評価から、日本普及事業の発足当初から組入れられた。生活改善については多くの婦人を対象とすることにもなるので連合軍総司令部教育局婦人指導部の指導も行われた。日本の民主化を狙った婦人の地位向上と婦人参政権のみならず、家庭生活の民主化までが、その指導では強調されていたからである。

以上のような経緯をふまえて、次に託す農業改良助長法の条文（抜すい）を読んでほしい。

農業改良助長法（抜すい）

第1条 この法律は、能率的な農法の発達、農業生産の増大及び農民生活の改善のために、農民が農業に関する諸問題につき有益、適切かつ実用的な知識を得、これを普及交換して公共の福祉を増進することを目的とする。

第13条 政府は、農民が農業及び農民生活に関する有益かつ実用的な知識を取得交換し、それを有効に応用することができるように、都道府県が農林水産省と協同して行う農業に関する普及事業を助長するため、この章の規定に従い、都道府県に対し協同農業普及事業交付金を交付する。

第14条の2 都道府県は、（中略）協同農業普及事業を行うため、専門技術員及び改良普及員を置く。

改良普及員は、農業改良普及所に属し、直接農民に対して農業又は農民生活に関する科学的技術及び知識の普及指導に当たる。

第14条の3 政令で定める資格を有する者でなければ、専門技術員又は改良普及員に任用されることができない。

以上の条文から普及事業のしくみを要約すれば、次のように云えよう。

性格：この事業は、農業改良助長法に基づき、都道府県が、農林水産省と協同して行う農業に関する普及事業である。農民が農業及び農民生活に関する有益で実用的な知識を取得交換し、それを有効に応用できるようにする。

必要性：農業経営と農民生活は密接に相互に係わり合う。農業の発展のためには、その担い手である農家の生活を守り、農村社会の活力を維持することが不可欠である。この理念に基づき、協同農業普及事業の発足当初から、農業の改良とあわせて、農民生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導がとりあげられている。農業は気象・土地その他の自然的条件に左右されつつ、動植物の増殖・成長を助ける成育生産業である。このため生産活動及び製品の規格化は他の製造産業に比べ著しく困難である。また家族経営が基本となっていること等の生産体制の違いがある。このため農業生産の発展は農民の意欲や技術力によるところが大きい。従って地域の立地条件や農民の実態に応じたきめ細かな助言・指導が必要である。また農業及び農民生活の発展に係わって技術の教育的普及は、技術の開発と並んで最も基本的手法である。

特徴：教育的指導事業である。この事業は、農業生産に係る問題及び農家特有の生活問題について、改良普及員が直接農民に接して、農民と共に問題状況とその原因等について考え、その改善についての自発的実行努力を助長することを目的とする。いわば、考える農民を育てる「人」を対象としたマンツウマンの教育的指導事業である。学者必ずしも教育者でないと同様に技術専門家必ずしも教育者ではない。改良普及員は農業や農民生活の改善工夫の実行を促す現職教育の担い手でなければならないのである。課題の特徴により或る時は緊急な実行を促し、又或る時は忍耐強く気長く継続的な実行を促す。直ちに改善

効果が農民に実感できる課題ばかりではない。いくつもの改善実践の累積でやっと効果が現れることが多い。改良普及員は農民を励まし、改善による実態の変化を農民と共に観察しながら効果を見出していく活動を続ける。時には農民と共に働き、その体験考察を通じて問題点の解明に努め、適切な助言が行えるようにする等の行動も必要である。

ところで「人」を対象とするとはどういうことであるかを、かつての農林省事務次官であった農政学者小倉武一氏が農業改良局長時代に著わした「農民と教育—新しい農政の確立のために」の中で「農業問題の把握の仕方に人間としての農民という見地が必要であり、このような見地に立つならば、農政において教育がひとつの重要な地位を占めることを意味するものである、ということができようであろう。」と述べている。そしてその人間としての農民のすがたを、「働く農民（従来の農政では専らこの視点に限られていた。）」、「生きる農民（即ち生活する農民のすがたは従来の農政では全く欠落していた。農民の生活分野については全く皆無ではなかったが、農民の生活規制や救済の範囲とされ、生きる農民とは働く農民とは不可欠の筈なのに、農民をただ働く者としてのみとらえ、そのエネルギーの生産の場を少しも考えなかった。このような農政は非人道的でさえあった。）」、「考える農民（農民も国民として健康で文化的な生活を営む権利を有し、生きる農民は単に働くために存するのではなく、生きること自体のために重要な意味をもつ。労働力の再生産ばかりではなく、創造と休養の生活であり、楽しい生活である。そのために与えられた環境や伝統を変えるだけでなく、最も重要なのは考え方を換えることである。考えることは人間の特性であるが、この場合の考える農民とは農民がどのような生活態度をとるかについての考え方に变化と進歩をもたらすことを意味する。このような意味での考える行為は農民の地位が向上する源であり、民主主義確立の源である。従来の農政では全く問題にせず、農民の盲従を当然としていた。盲従に対して考えるということは自主性を確立する基礎である。自主性の確立は自我の確立であり、民主主義の根底をなす。それはやがて自らの進歩を夢みることを可能にする。）」、「夢見る農民（自らの運命を考える農民は、進歩発展を夢みるに違いない。農民をとりまく多くの条件は苛酷であり、自らの運命を宿命的なものとして進歩を諦める懸念はある。しかし、過去の歴史は、農業の進歩も農民の向上も可能であることを示している。ここでいう夢とは他者の犠牲や闘争によって勝ちとる夢でなく、反収をふやしたり、農産物の品質を向上させる、労働軽減する等の犠牲を伴わない夢である。多くの人が共有できる夢が大切である。どのような生き方を望むか、どのような農業経営を夢みるかは個々の農民の自由で、この自由な農民が自ら考えて進歩発展の方向に前進する過程に真の夢が存在する。このように働き、生き、考え、夢みる農民が多くなればなるほど農業は発展するし、農民の地位も向上しよう。このような農民の変化に少しでも力がかさうというのが普及事業にたずさわる者の仕事の目的ではなからうか。）」として描いている。

1万人をこえた全国の改良普及職員（専門技術員と改良普及員を総称した名称）が異口同音に「考える農民を育成する。」「もう一度普及の原点に戻って考えてみよう。」という時は、大体が上記の小倉提唱を意味することが多い。

今までの説明で明らかなように、普及事業の主役は直接農民に接する改良普及員であって専門技術員や財政及び行政事務担当者ではない。都道府県や農林水産省の普及関係事務担当者達は、農民に対して改良普及員が有効な普及活動を効果的に進めるように努める支援的役割を果たす立場である。

発足当初は普及事業とは何かという議論が農林省でも、都道府県の所管課でも、農業改良普及所でも、それぞれの職員間で展開された。これは新しい事業、しかも上意下達方式ではない指導事業を担当する職員にとって重要な過程であった。役割や立場の異なる職員が改良普及職員達と一堂に会し、体験や見解を発表し研究する機会も今日に至るまで消えることなく催されている。と同時に、中央・地方の行政事務担当職員達も専門技術員達を見習って普及指導の現実の場面に出来るだけ接して、ありのままの改良普及員の活動や農民の反応を直接把握するように努め、普及組織としてのコンセンサスを維持し、チームワークを密にして効率よく普及体制が運営できるように職場討議や研究会を続け、それぞれが担当する役割・業務に反映させる活動を重ねてきた。このような過程を経て、普及所に必要な教具や器材が適期に配付され、組織的な取り組みを必要とする大がかりな課題解決体制の編成や、試験研究を必要とする研究機関への研究要請と研究結果の農民への提供を可能にしてきた。

昭和23年に発足した普及事業も、昭和40年代には我が国の事業として定着してきた。ここに、農家・農業従事者数の推移及び発足当初からの普及体制の変遷を示す代表的な資料を示すと次の通りである。

表1 農家・農業従事者数の推移

	1951年 S. 26	1960 35	1970 45	1980 55	1990 H. 2
農家世帯数(1,000戸)	6099	6057	5402	4661	3834
農業集落数(1,000集落)	※	152	150	144	140
平均農家戸数/集落	※	40	34	33	28
農家人口(1万人)	3756	3411	2659	2136	1729
農業就業人口(1万人)	1415	454	1035	697	565
うち女性(%)	49.3	47.8	61.2	56.1	60.3
基幹的農業従事者(1万人)	※	1175	711	413	312
うち女性(%)	※	53.0	54.3	50.1	48.1

資料：農業センサス、農業調査（農林水産省） ※印は数値不明

表2 普及職員設置数の推移

区分 年度	農 業		生 活		計
	専門技術員	改良普及員	専門技術員	改良普及員	
	人	人	人	人	人
昭和23年	—	5,828	—	—	5,828
" 25	316	9,394	16	689	10,415
" 30	577	10,750	89	1,476	12,892
" 35	584	10,818	92	1,820	13,314
" 40	633	10,672	233	2,207	13,745
" 45	677	10,438	224	2,171	13,510
" 50	673	9,697	183	2,025	12,578
" 55	613	9,552	164	1,960	12,289
" 56	604	9,485	160	1,952	12,201
" 57	592	9,381	155	1,949	12,077
" 60	585	9,115	142	1,892	11,734
平成元年	557	8,843	125	1,771	11,296

表3 農業改良普及所数の推移

年度	26年	33年	35年	45年	55年	60年	元年
普及所 (市町村駐在方式)		1,630	1,632	630	617	611	605
普及指導体制	小地区体制	中地区体制		広域体制			
巡回施設	自転車	オートバイ・スクーター		自動車			

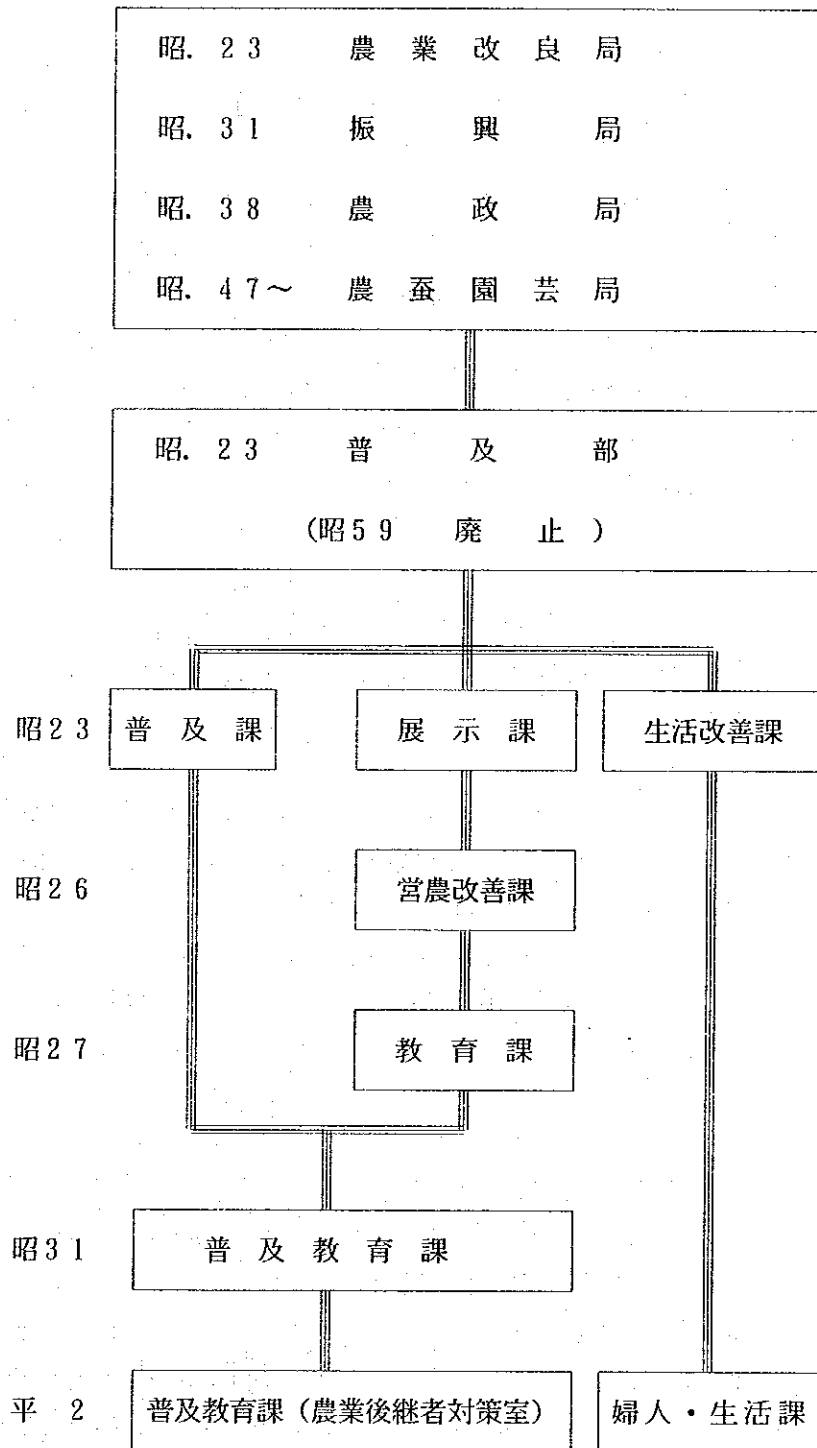


図1 農林水産省普及関係課の変遷

2) 農業改良と生活改善の係わり

(1) 農業改良と生活改善の良好な係わり

農業改良により農畜産物の品質と収量を向上させ、市場価格の変動を把握しつつ適期に出荷してより多くの収益を得る。勿論、生産経費は出来るだけ低く抑え、労働負担も出来るだけ軽減しての成果でなければならない。生活改善では農業従事者、子供、高齢者など家族全員が病気せず無事故で、できるだけ疲労をためないように生き活きと若々しく活動でき、長寿を保てるように暮らし方を改善する。毎年の経済余剰は将来の農業経営の向上と家族の生活設計に準備金として振り分けられる。年間の営農及び生活予定は家族の理解と協力を得て合意のもとに進められる。家庭内は平和で家族の表情から明るさが絶えない。近所の家族とのつき合いも良好である。四季折々の家族行事、地域行事は家族生活を一層楽しくさせ、月1回程度のわりで開いている農業改良や生活改善、それに趣味の同好会などの会合に出る。仲間同志の交流からは更に新鮮な刺激を受けて、営農や生活上の改善工夫が進み、ストレスが軽減される。精神的にも肉体的にも充実し、文化的にも経済的にも豊かな人生を、家族や友人達と共に、男性も女性も送ることができるようになる。というのが農業改良と生活改善が良好な係わり方の結果、享受し得る成果であろう。

(2) 競合する農家の資源

ここで云う資源とは農家が保有する土地、家屋、生産及び生活器材、保有する農畜産物、預貯金、有価証券、家族の人権、体力及び資格、免許、気質等までをも含めて考えてみたい。これらは資源という定義には当てはまらないかもしれないが、一応ここでは仮に資源として扱うこととする。これらの資源のうち増減の激しいものもあれば、余り変化のないものもあろう。何れにせよ資源は有限であるから有効に行使しなければ効力は損なわれる。農業改良と生活改善の良好な係わり方は、これら農家資源の使途が競合関係に陥り易い時に絶えず全体を考え微調整を行い調和を維持する努力なしには歪が生じ易く、維持困難である。良好な係わり方が維持できれば農家の資源は一層豊かになると考えられるが、係わり方が悪化すれば資源は相互に影響を受け減少しよう。現実にも最も競合が生じ易いのは家族の体力の行使であろう。人力や畜力利用が中心であった時代の農業労働は生理的負担が大きく、十分な休養や栄養がとり得ず体力を非常に消耗していたと云える。体力の低下は疾病を招くとか事故も起こし易かったし、早老や短命を招いた。また保有農畜物についても現金支出の必要が迫れば販売せざるをえず、次期収穫期までの自家消費食糧が欠乏する結果を招く。又、生活費の支出が膨張すれば営農資金が不足し、借金で賅わざるをえない。返済するまでの期間の利息も払わねばならない。農業はその生産活動の特性上、絶えず気象の影響や作物被害の対策等に終始柔軟な作業対応が求められる。又、無理を承知で進める作付面積の拡大等が農地活用上行われたりする。突発的に家族の体力行使や出費の増加もある。直ちに競合を避ける処置が農業、家族生活の両面から行われなければならない。家族の役割に応じた生活時間行使の調整、空間利用や用水利用の調整等も同様に対処

が必要である。これらの調整は或る程度までは自己防衛的に進めうる家族もある。最も歪を受け易いのが体力の乏しい子供や高齢者であり、これら弱者への影響を出来るだけ軽減しようと努めることで、強く影響を受け易いのが女性であろう。休養を減らす、食物摂取の栄養的バランスを崩す等の自己犠牲を強いられることが多かった。数多くのこれらの事実は生活改善の必要が農業改良と同等に位置することを求めている。農業・生活の両サイドの改善補完が同等に重要であり、必要だということである。農民の家族の人生が農業改良と生活改善の実践を通じてバランスよく進行し、前途の何年、何十年の歳月に起こりうる障害を克服して前進する。車に例えられる人生を車輪に例えられる農業改良と生活改善の均衡のとれた実践で、前進の速度を加減しながら運転し続けることが必要であろうと考える。

(3) 不均衡の状態で推移した普及活動体制

普及事業の農業改良と生活改善は、よく車の両輪に例えられながら、当初より不均衡な活動体制のまま活動を続けてきた。何故生活改善は農業改良と歩調を合わせようとせず、別個の活動方式をとるのかと非難された。例外は沖縄県であった。沖縄県は米軍の占領下で普及事業が発足し、日本への復帰が実現するまで米国普及事業の傘下だった。琉球大学普及部に所属して活動を続けながらも全国大会等の機会には、生活改善グループの女性や改良普及員を派遣した。こうして他県からの出席者との交流を通じて日本普及事業の下の農業・農家生活上の問題とその改善のすすめ方をも勉強していた。当時の沖縄県では農業改良と生活改善をそれぞれ担当する改良普及員は同数ずつ配置されており、担当農家戸数はどちらも約 500戸であった。農業改良担当者と生活改善担当者はペアで普及活動を進めることができた。しかし、日本復帰により所属は行政組織内に新設された課に移管され、琉球大学普及部は廃止された。改良普及員の設置数は他県並みに農業改良担当5に対して生活改善担当1の割合で削減した定数しか農林省は認めなかった。沖縄県で均衡がとれていた車の両輪的体制は、他県並みに不均衡体制にならざるを得なかったのは誠に残念であった。沖縄県では改良普及員が十分に担当農家の実態を把握し、適切な助言指導を行うことが可能であった。女性のグループ活動は活発で、改良普及員に対する信頼も厚かった。それぞれの市町村でも生活改善の認識が深く、改良普及員の活動への応援も行き届いていたのだが。

その他の県における生活改善を担当する改良普及員の配置状況がいかに農業改良に対して不均衡であったかは表1に示した設置数の推移を見れば明らかである。当初は農業改良普及員の内数で配置された、1948年度の資格試験合格者は 7,569人（うち生活改善関係668人）、正式に改良普及員に任用されたのは1949年度当初に農業改良6,912人、生活改善262人であった。1948年度は普及制度の整備が困難であったため、暫定措置で「食糧増産技術員」として雇用された。その後、全国各都道府県で改良普及員の資格試験が実施されたのである。当時の農業改良担当の改良普及員は大体2ヶ町村に1人の割合であった。生活改善担当者は極端に少数であり、普及事業発足後20年近くを経て漸く5：1の割合に配

置されるに至った。このため同一の活動方式をとることは不可能であった。担当農家戸数は農業改良担当者の10倍を超えた初期からみれば漸次減少していったが、なお同一步調をとれず、別個に独自の活動方式をとらざるを得なかったのであった。普及活動が進むにつれて、農民の技術水準が向上すると、改良普及員に求める指導内容が高度化してくる。担当する技術普及の専門分化が求められる。そこで、複数の普及所を統合し、自動車を配備して機動力を強化した。広域体制で普及活動を進めることになった。この昭和40年代において漸く全国の普及所に生活改善担当者の複数配置が実現した。乗用車が配備されたこともあって、担当地域班の農業改良担当者ともチーム活動を進めることができるようになった。これは人数の多少の問題だけでないことを示している。自転車利用時代、遠い集落に行くには公共交通機関に頼らざるを得なかった。出張旅費額は待遇の格付けに比例する。待遇の格付けが低い生活改善担当者には、出張旅費が少ない為に担当地域が広いのにも拘らず、同一の活動方式を求められてもチーム活動を進め難い状況下にあった。

(4) 生活改善から生じた効果

この様な不均衡な活動体制ではあったが、改良かまどの構築等のような場合には、農業改良普及員に4Hクラブの青年達も参加してチームワークの良い活動が行われた。初期は特に森林資源の減少が問題視された時期でもあり、改善を希望する農家を担当する農業改良普及員の多くが協力した。煉瓦や石、セメント、砂等の運搬は骨が折れたから農民が運搬するのを農業改良普及員や4Hクラブ員が手伝った。鍋や釜の寸法に合わせて、たがねで丸く煉瓦や石を削ったりした。又、型枠を使って砂や砂利と混ぜたセメントを流したりした。近所の人達も構築過程を観察したり手を貸したりで、かまどは構築されていく。ロストル（火床）を組込んだり、調理し易い高さに作られていくのを見守る。最後に周囲全体とかまど内部をモルタルで塗り上げて、焚き口の蓋が取付けられる。或る程度乾燥するのを待って煙突が取り付けられる。鍋・釜をかけて燃料を試験的にもやし、炎の立ち具合や炉内の煙が設計通りスムーズに廻って煙突に十分吸い込まれるか、周囲のすき間から洩れないか等を確認、必要に応じて手直しする。湯を沸かしたり、御飯を炊いてみる等して、用意した燃料をどの程度使ったかを残量の計量から割り出してみる。構築材料の削り方、組み立て方、仕上げ方が下手だと、焚き口に炎や煙が逆流したり、すき間から煙が洩れてきたりした。炎が勢よく立ち、白い煙が間断なく煙突から吐出されれば見事な完成であった。1基、2基とかまど構築の講習会が進むにつれて、作業の段取りや手分けの仕方も上達し、大体半日から1日でかまど1基の講習会が進められた。こうしてかまど改良は各地に広がり、農家やかまど業者の考案品を含めると170~180種のかまどが全国各地で築かれたことになる。予め製造されている炉内部品を組立て外廓を仕上げれば失敗なく作れる型もできた。材質や形状、使う燃料も薪、もみがら等と農家の希望に応じて選択できるようになった。残った灰は灰小屋に集めて湿気を防ぎ、時期が来れば畑に入れるなどした。同様にメタンガスの発生効率が落ちた屎尿のスカムも畑に入れるなどして堆肥とした。これらの畑への還元は改善の副産物である。直接の効果は煮炊き時間の短縮や消費燃料の

減少であり、家の中に煙がこもらない、灰がとばない等であった。熱効率が15～17%の従来型に比べて改良型は25～30%と高まった。消費燃料では1/3～1/2節約できた。燃料の節約は燃料となる立木の切り出し及び運搬量の軽減となり、所要時間や労力が軽減された。又、薪炭林の年間成長量をふやし水害防止にも役立つことを意味した。煙が目や鼻を刺戟したり、目をこすって傷めることがなくなった。風が強い季節の火事の心配がなくなった（火の粉が飛び散らないため）。改善した農家では多くの効果が得られたことになるが家族の反応評価は各様であった。子供のただれ目が治ったと喜ぶ女達もいれば薪の切り出し運搬が楽になったと評価する男達がいるというように、多くの農民のみならず普及所管内関係者からもその活動が高く評価された。こうして活動を経て得られた改善の実施農家戸数は波及効果を含め改良かまど 151万戸、その他の台所改善 114万戸、農繁期対策の保存食づくり 157万戸、家庭菜園の野菜作付53万戸、作業動作に合った自転車にも乗り易い改良作業衣づくり89万戸、日用品を安く入手するための共同購入77万戸、蚊や蠅等がいなくなれば人間も家畜も快適に過ごせる共同防除の実施が 121万戸等というのが当時の代表的な活動例として現れている（昭和33年8月現在、奈良・沖縄を除く45県分の調査結果）。当時の総農家戸数が約 605万戸であったから、以上の延改善戸数は総戸数を1割近く上回り、計数上からは全農家が何らかの改善を1種を行い、1割近くの農家では2種の改善を実行しえたことになる。

3) 農村女性の発展に係る技術普及の特徴と時代背景

初期の改良普及活動で割合と会合に出席し易かったのは女子青年達と中年以上の主婦達であった。子育ての最中であつた若妻達（大体35歳位まで）は忙しくもあり、姑達への気がねも重なって跡取り主婦以外は会合に出席しづらかつた。

当時、年齢に差こそあれ、殆どの女性達は女に学問はいらないという親達の考えのもとで成長していた。各家毎の農業や家事の手伝いを通して、一人前の主婦になるために必要な日常の衣食住の整え方、年中行事に備えての支度、ひと通りの営農上の補助作業全般、脱穀・搗精・味噌・漬物等の食品加工の手伝い作業等を習得してきた。学校教育は小学校高等科や青年学校がせいぜいで、農学校、女学校には余程旧家であるか親達の理解がなければ就学不可能であつた。就学は地域によっては親もとを離れて寮生活や下宿住まいが必要だったりした。そこで女性の教育への潜在的要望から改良普及員による会合や講習会には少しずつ参加者がふえてきた。農繁期以外でも夜の会合が多かつたので居眠りをする中年者がなかつた訳ではないが、改良普及員の話新鮮に感じ、男も女もこれからの日本はどうなるのか、自分たちは今何をしたらよいのか等と模索しつつ、真剣に改良普及員の呼びかけに耳を傾け、世の中の動きについて新しい情報を求めていた。

初期の普及活動は役場を通じて集落の長から連絡が各戸に廻された。生産技術関係の時には男性達が殆ど出席し、女性は夫の留守を預かる代理出席で隅のほうで聞き耳を立て、緑茶を入れた茶碗を配ったり、専ら会合の下働きを兼ねるような出席だった。夫婦揃って

出席するなどは皆無と云ってよかった。青年達の集まりには殆どが同年輩の顔見知りの者達だったから改良普及員の求めに応じて親達が許せば男女を問わずに学習と交歓を兼ねて参加した。中年ともなれば生活改善の会合の連絡に日頃親しくつき合っている仲よし同志が声をかけ合って参加した。会合の内容は生活改善の説明に加えて、身近な季節の自給材料を組み合わせたおかずや保存食の作り方等からスタートした。会合は会場となった農家の台所や集落の集会所の湯沸かし場などで行われ、試食は少々、あとは家族へのみやげとして持参した容器に分け入れて持ち帰った。家族の評判がよければ家での実行となった。冬の農閑期には日中2時間程度の会合が多かった。義理や興味で顔を出す人もいたが、何か新しいことが行なわれるということで期待に胸躍らせて積極的に参加する女性達も少なくなかった。改良普及員が質問しても誰も彼も口が重く、年長の婦人会役員等が皆を代表して受け答えする程度であった。しかし閉会後にも何となく居残り、改良普及員の話しかけに受け答えするなどから意欲的に参加した様子が窺えた。少しずつ出席した女性のほうから質問が改良普及員に向けられるなどされると小人数ながら次回の会合の約束ができていくこともあった。断続的に会合が開かれるようになって、或る程度同じ顔ぶれが毎回出席するようになると、改良普及員が生活改善実行グループの結成を提案するようになる。こうして出席者同志の相談、家族との相談等の準備期間を設け、更に発足までに参加者の顔ぶれ、規約、役員持廻りの相談等を改良普及員も交えて行い、生活改善グループが発足するのだった。会合では何をどんな理由から勉強したいかなどの発言から全員の意向をまとめ、改良普及員の援助を受けながら月1回程度の会合を計画した。年間10~11回程度の会合のテーマを決め、参加者の意向とその理由から年間の活動目標をたてた。学習したい内容は季節の関連を考慮して配列し、間に改良普及員提案による関連内容の勉強を盛り込む。会合でやることが決まったら、それらと関連して各家庭で各自が実行してみることを話し合いながら決めていく。次に会場と会合の当番も決めていくという具合にグループの年間活動計画が明らかになっていく。こうして当面のグループの役員や約束ごと（規約）が確認され、グループの名称がきまれば新グループの発足を待つ許りとなる。グループ員だけで発会式をすることもあれば、集落の代表や男性たちの研究会の代表たちに声をかけ出席して貰うこともある。何れの人達も顔馴染みやグループ員の夫達でもある人々である。出来るだけ特定の人に負担が重くならないようにした。学習材料は出来るだけ手持ち品を融通し合い出費の負担がなくてすむようにした。しかし勉強の収穫は、実生活に直結して役立つものであるようにとの、共通した意向を念頭にグループ活動が進められていく。毎回の会合の様子は、日時、出席者、会合で行った主な内容等が記録される。次回には今回の記録が読み上げられ、欠席した人にも様子が分かるようにする。初期のグループ活動では自給食品や手近に入手できるものを利用した。農繁期対応の準備を兼ねて、実行工夫が容易な学習や、自給食品中心から生じ易い栄養の偏重を改善するカルシウム強化味噌、手づくりおやつ、保存食などの活動が多かった。快適に睡眠をとるためのふとん干し台や薬布団の作り方も次いで実行をみる地域が多かった。多くが手持ち材料を利用した手づくりだった。また住宅改善ではガラス窓をつける、押入れを設ける、天日利用タシクの設置等が強

調された。台所改善では改良かまどと薪入れ、立ち流し簡易水道の設置、次いで農繁期共同炊事、共同保育所の開設等があげられる。このような改善は経費や家族の同意が必要であり、簡易水道は規模によっては複数家族や水利関係の同意が不可欠であった。必要性は大きかったが時間をかけて忍耐強く取組んではじめて実行が可能となった。成功の喜びも大きく、グループ活動の成果として認められることが多かった。

昭和30年代後半には所得は或る程度ふえたものの年中農作業の忙しさに追われるようになった。家事用器具の電化やプロパンガスが導入された、農作業間の疲れ直し体操や背伸ばし器具、集落内の和を図るレクリエーション・バレーボール集落対抗戦への出場の他、農作業の労働負担や苦渋作業の軽減等と農作業範囲に踏み込んだ改善が進められるようになる。収穫袋兼用のエプロン、運搬用具、出荷用選別台、結束台等の改善、農薬防除衣の縫製や手入れ法、農薬保管庫の設置、安全作業の進め方の改善等である。また、グループ員が生活改善資金を借りて、無利子返済の制度が利用できるようになったので、住居利用方式の改善に第2の住宅改善が進められた。子供部屋の設置、電気冷蔵庫の利用なども順次進められた。若妻グループが結成されだした。

生活改善グループの活動は集落・町村内の発表・展示会への出品参加から次第に地区連絡協議会、県連絡協議会が発足した。昭和39年には12県の連絡協議会・研究会の発意により生活改善実行グループ全国連絡研究会が発足し、機関誌を発行するなどして更に活動交流の舞台を広げることとなった。

昭和40年代後半には中年や若妻グループが高齢者の生き甲斐創作活動の推進に係わって集落花いっぱい運動や、手づくり家庭菜園、伝統工芸品づくり等のお世話をしながら連帯活動を進めた。郷土食・伝統加工食品等の伝承を受け継ぐ活動も生まれた。集落では美化運動だけでなく、子供達も参加させた集落点検地図づくりを行った。集落内の危険な場所、暗い場所、いつも廃棄物で汚れている場所、綺麗に整備して皆で楽しく活動したい場所等々の確認と印付け（マーキング）である。手分けをして歩き廻り調査結果を持ち寄って集落地図に記入された。集落に住む住民の中から男性たちも参加した。こうしてそれぞれの目の高さで受け止めた調査結果と感想がまとめられた。集落代表や町村の関係者も参加して、それぞれの立場でできることから改善が進められた。町村では街灯、カーブミラー、ガードレールの取付け、塵回収車の定期的巡回となったりした。集落では協力して堤防へのごみ投棄をやめる。共同広場を整備して子供や大人が安全に運動できるようにする。手足の洗い場やトイレを設ける等を進めた。

昭和50年代後は全国大会を全国組織のグループ役員が運営し、参加する各県のグループ代表の発表や研究協議を司会するまで活動が進んだ。また添加剤を使わない手づくり加工品の詰合せセットを作り希望者への直販や、新鮮野菜・加工品を生協とタイアップして配達し、食品についての情報交換を行うなどし始めた。又、郷土食の記録を残すための高齢者への聴取調査と記録の編集、料理の再現と紹介等を行い農村における食アメニティの先駆け活動となった。手づくり加工品は種子の点播や苗の植付から収穫までを管理し、加工にとりかかる活動である。年間のお家が家の自給計画に併せて販売分の生産を上乗せするわ

けて収益はグループの活動資金になる。グループ員の共同販売なので生産加工品目も手分けして品数を揃える多品目少量栽培である。これらは非農家や都市居住の郷土出身者に喜ばれ好評を得ている。地域の特産加工品をグループ員の工夫で創り出そうと目下研究中のグループは多い。又、特筆したいことは、海外集団研修員のホームステイの受入れである。開発途上国の生活改善関係担当の政府職員や新しくは農村生活改善のリーダーを1人ずつホストファミリーとして3～4日受入れる。家族の一員としての待遇で寝食・生産・生活を体験して貰い、グループ員や集落住民との交歓会に参加して貰う。このようなホームステイを通して日本の生活改善グループ活動の状況と日本の農業・農民生活を理解して貰うことを狙っている。家族ぐるみの協力体制で滞在には、暖かい心配りが評価され、日本における最も印象深いプログラムのひとつになっている。

又、若妻達のなかには農業経営簿記と農家家計簿記の記帳・集計を担当し、農業経営の改善や生活設計とその修正に役立てるなど農業従事者として興味をもって取り組んでいる人達もふえている。これらのデータは夫婦で協力し合い助け合って農業改良・生活改善を実行するのに効果的である。

4) 農村女性の発展を促した諸施策

(1) 農林関係における主な施策

直接・間接に女性の発展を促した農業関係の施策は非常に多い筈である。何故ならば農林水産省の設置目的が国民への食糧の安定的供給と農山漁家の福祉の向上を掲げ、我が国経済社会の発展と国民生活の安定向上を狙った中央省庁だからである。ここには特記しておきたいもののみにとどめた。

- ・農地改革制度……敗戦後直ちに行われた。明治維新後行われた地租の改正は多くの小作農民を排出した。戦後行われた農地改革は、農地利用の細分化こそ招いたが、限られた農地を利用した農業生産の飛躍的向上は、技術普及の成果であると共に農民の生産意欲を著しく高め、過去には考えられなかった米の過剰生産までも招くに至った。
- ・農業協同組合……農業者組合員による民主的な運営により農家の生産向上を支援してきた功績は大きいと思う。最近では定款を改正し、農家の女性農業者も本人が希望すれば正組合員として加入が可能となった。また、理事に就任し、組合経営の責任を担うことも可能になりつつある。農民への融資拠点でもある。
- ・耕地整理・交換分合・水利に関する施策……かつての農道は狭く、又、多筆に分散した田畑の農作業は苦勞が多かった。水利についても同様であった。特に水田への揚水は重労働であった。一方湿地に広がる水田には深田があり、腰どころか胸まで水に浸って田植えをしなければならず田舟・田下駄の使用を余儀なくされた水田もあった。これらの解消は農作業の労働負担を著しく減らし、農産物の収量をも向上させた。用排水路の整備により田畑兼用に利用できる農地が増え、農道の整備と相まって農産物や必要資材の運搬、大型農機具の行使を可能にした。

- ・農業電化に係る施策……わが国ではどのような山村、かつての開拓村においても電気の利用が可能である。動力機械の利用により加工作業や地熱加温が可能となり、年間の農業就労を可能にし、労働ピークを平均化させ、農業収益を年間通じて取得することを可能にした。又、マスメディアから受信する情報の速さ、広がりも大きく、今後パソコンの利用等も可能にしている。
- ・生活改善に係る諸施策……生活改善の対象となる農民の健康問題の改善や住宅改善、生活用品関係の情報はすべて基本的には他省庁が所管する業務となっている。農業改良関係については行政施策推進も試験研究系統の情報収集や研究要請も国のみならず都道府県においても同一部局省内で遂行されている。このため、相互の役割に基づいての協力活動が進めやすく実現していると考えられる。しかし生活改善に関しては想像以上の困難があり、他省庁では農民の特殊性は無視されることになる。確かに農民も国民一般の一部には違いないが、農民生活、農村社会生活の問題解決には、他省庁の所管に触れぬようできるだけ協力体制を期待しながらも独自の施策をたてねばならない工夫が必要である。農民の健康問題については、県衛生部又は県医師会等の協力を得て一般の成人病検診に加え農薬散布の影響、農業機械運転等安全管理の視点から若干の検診項目が加えられる。検診の結果から要医療者等を主対象とするためのスクリーニングではなく、蓄積疲労の影響を予防、改善を主として生産及び生活活動の慣習の是正により進めることを主眼目としている。農村の生活環境の整備改善に関しては地域社会の環境美化と安全性の確保等に重点を置き、施策実施町村と住民の意向を把握する。意向調査の結果をもとに、集落ビジョンを明らかにする。地元住民及び集落自治での実施事項と町村実施事項を振分けて、それぞれの特徴を活かした改善工夫が可能なような施設整備等の実行計画をたてている。

- ・農家高齢者生き甲斐対策
- ・婦人農業者の資質向上対策 他

何れも普及所が市町村、農業協同組合等の協力を得て普及活動の一環として拠点的に実践を試み、その活動過程及び成果の検討結果の取りまとめから、効果的な活動方式を普遍化するべく実施した諸施策である。

(2) 他省庁等における主な施策

指定された執筆枚数も尽きており、一応次に列記するが今後の課題として、しかるべき位置づけで補完する必要があると考えられる。

- ・婦人の参政権に係る施策
- ・男女雇用均等法に係る施策等婦人の地位向上に係る施策
- ・基礎学力及び応用学力を高める学校教育及び成人教育
- ・家庭生活用品の規格検定
- ・苦情相談制度
- ・国民健康保険制度

- ・国民年金制度
- ・体力向上・体力づくり対策
- ・集団検診
- ・家族計画を含む母子保健に係る制度
- ・家庭裁判所における調停等
- ・パート・臨時雇用に関する就業者保護対策

なお農村女性の発展を促した農業改良及び生活改善普及の詳細については、本節に続く2.農業改良普及および3.農村女性と生活改善普及事業及び附録の時代の変遷と生活改善活動の記述にゆずることとする。

参考・引用文献

一梅根悟，1963，指導方法の原理（農林省農政局生活改善課監修，農家の生活診断／下巻，農山漁家生活改善研究会）p.109.

小倉武一，1951，農民と教育，農林統計協会，35pp

協同農業普及事業十周年記念会，1958，協同農業普及事業十周年記念誌，農業改良普及協会.

協同農業普及事業二十周年記念会，1968，協同農業普及事業二十周年記念誌・資料篇，農業改良普及協会.

協同農業普及事業三十周年記念会，1978，協同農業普及事業三十周年記念誌・資料篇，農業改良普及協会.

協同農業普及事業四十周年記念会，1988，協同農業普及事業四十周年記念誌，農業改良普及協会.

農家農村生活研究会編，1986，農家農村生活便覧，創造書房.

農蚕園芸局生活改善課，1988，生活改善普及事業のあらまし.

農林水産省農蚕園芸局普及教育課，生活改善課，1986，協同農業普及事業のあらまし.

農林省農政局生活改善課編，1964，農村に生きるわたくしたち，大蔵省印刷局.

2. 農業改良普及

1) 農業生産の時代区分

日本の戦後を農業生産の成長段階により区分すると、次の4段階に区分できる。

- ① 食糧増産時代（昭和20年～30年）
- ② 商品生産時代（昭和30年～40年）
- ③ 食糧生産過剰時代（昭和40年～50年）
- ④ 農産物貿易自由化時代（昭和50年代以降）

- ① 食糧増産時代は、第2次世界大戦後、各種、農業諸制度は改革されたが、食糧不足の状況の中、米を中心とする増産が叫ばれた時代である。
- ② 商品生産時代は、食糧生産も安定し、消費が量より質に向けられるようになった時代で、これを背景に、昭和36年、農業基本法が制定された。農業生産は、米以外の畜産や園芸等の選択的拡大が推進され、商品生産が行われた時代である。
- ③ 食糧生産過剰時代は、農業生産が年率3.4%と伸び、また、昭和42、43年には、米の2年連続大豊作を招いた。その結果、米は消費を上まわる過剰生産となり、昭和45年より、稲作の他作物転換が農政の課題となった。経済は高度成長を続け、農村から人が出て、農業人口は急減し、いわゆる“3ちゃん農業”（ジイちゃん、バアちゃん、カアちゃんによる農業）となり、農業生産の組織化が求められた時代である。
- ④ 農産物貿易自由化時代は、昭和48年に始まった石油ショック以後、10年以上続いた高度経済成長も低成長時代に入り、農産物需要も総体的に停滞し、米・畜産は過剰基調状態にある一方、麦・大豆・飼料作物は不足状態と、「過剰」と「不足」の二重構造状態が続いた。既に、穀物自給率は、昭和50年で37%でしかなく、小麦・大豆・飼料作物は大部分が輸入されていた。更に、昭和60年代以降、牛肉・オレンジが自由化され、近年は、米の自由化も迫られている。国際化の状況の中で、農業生産は「国際競争力をもつ程の生産コストの低減」が最大の課題とされ、集落農場、土地流動化、バイオテクノロジーの導入等、農業経営規模の拡大と技術革新、農業情報システム化が推進された時代である。

以上、それぞれの時代ごとに、農業に対する課題があり、それに応じた技術開発と、その技術普及があった。ここでは、発展途上国の抱えている農業生産上の課題からみて、①と②の時代に的を絞り、その時代に開発された農業生産技術と、その技術普及の手法について、千葉県的事例を中心に紹介し、発展途上国の技術導入の参考に供したい。

なお、戦後日本の農業・農村社会をとりまく情勢の変化と、普及活動の内容を要約したものを図1に示しておく。

区 分	昭和20年代	30年代	40年代	50年代	60年代
農業・農村社会とそれをとりまく情勢の変化	<ul style="list-style-type: none"> ○食糧不足 ○災害者・引揚者の受入 ○農村の民主化 ○農地改革 	<ul style="list-style-type: none"> ○経済復興、農村労働力の流出 ○農工間の所得格差拡大 ○農業基本法 ○新農村建設 	<ul style="list-style-type: none"> ○高度成長 ○都市化と過疎化の両極分化 	<ul style="list-style-type: none"> ○安定成長 ○混住化の進行 ○農村における高齢化 ○農用地の利用増進 	<ul style="list-style-type: none"> ○国際化の進展 ○安定と成熟の時代 ○技術の高度化・多様化 ○農産物の内外価格差の是正
				○米需給の不均等	
			○需要に即した農業生産		
重点指導内容	<ul style="list-style-type: none"> ○2・4-D、保溫折衷苗代の普及 ○かまど・台所改善、栄養改善 ○4Hクラブの育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○畜産・園芸等に関する技術指導の強化 ○作業の機械化、共同化の推進 ○農繁期の共同炊事、共同保育 ○農村生活改善 	<ul style="list-style-type: none"> ○農業団地の育成 ○土壌診断等科学的データに基づき指導 ○農家生活水準の診断 ○家族の健康の維持増進、労働の適正化 ○日常生活圏の整備とコミュニティ形成 	<ul style="list-style-type: none"> ○転作の推進・定着化、集団転作等による生産性の向上 ○地域農政の推進 ○農業者の健康の維持増進、労働の適正化 ○後継者育成活動の強化等農業の担い手育成 ○農村婦人、高齢者の役割向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○産業として自立し得る農業の確立 ○優れた意欲的農業者と高能率な生産組織の育成 ○生産コストの低減と高付加価値農業 ○生産性の高い水田農業の確立 ○健全な農家生活の確立 ○Uターン等を含めた幅広い農業後継者の育成確保 ○活力ある農村社会の形成

図1 普及活動の変遷

資料：農水省今後の普及事業の刷新方向より

2) 農業制度の改革と食糧増産時代の普及活動

(1) 農業制度の改革

敗戦による国土荒廃の中、国民の食糧確保は緊急課題であった。この課題解決に当たって、当時の農業、農民をとりまく社会環境状況は次の通りであった。

ひとことで言えば、物的には何もなかったが、唯一、明るい材料として存在していたものは、農民の食糧増産意欲であった。それは、多くの農民が、農地解放により小作農から自作農に変身できたことによるものである。

戦争は、単に物的な破壊のみならず、それまで強い力を持っていた古い体制をも解体してくれた。そして、新しく次の3つの制度が生まれた。

- ① 農地改革（自作農制度）
- ② 農業協同組合の設立
- ③ 農業改良普及制度の導入

これらの制度改革や導入は、当時の農民に独立自主の喜びと、農業技術開発・創造の喜びをもたらした。

(i) 農地改革（自作農制度）

戦前の大部分の農家は、地主制のもと、小作人として農地を借り耕作していた。

千葉県においても、昭和15年当時、小作農は全農家の36.2%、自小作農家36.5%で、合わせて72.7%が小作農であった。自作農はわずか23.3%であった。そして、農地についても、小作農地は総耕地面積の47%と、半分近くを占めていた。（表1）

表1 農地改革前後における千葉県の自小作地面積

	解 放 前	改 革 後
総 面 積	172,129.4 ha (100%)	172,129.4 ha (100%)
自 作 地	90,608.2 ha (53%)	158,050.3 ha (92%)
小 作 地	81,521.2 ha (47%)	14,079.2 ha (8%)

22.8.1 臨時農業センサスを基礎とする。

戦後、農地が解放され、大部分の農地は自作地になった。農家は、自作農と自小作農家を合わせると約67%となり、小作農は32%と、その比率は逆転した。しかし、その1戸当たり耕作面積は、50a～1haが最も多く小農であった。（表2）

また、米の収量は、10a当たり平均250kg～300kg（玄米重）であった。

表2 千葉県自小作別農家戸数

(昭和22年～24年)

	現在の自小作別(24.3.1調査)						
	保有限度の貸付地所有農家	自作農	自作兼小作農	小作兼自作農	小作農	土地を耕作しない農家	計
土地を耕作しない農家						19	19
10a未満	123	4,027	529	481	4,450		9,610
10a～30a	307	10,724	4,782	2,517	7,018		2,348
30a～50a	402	9,321	8,565	3,089	1,916		23,293
50a～1ha	1,218	21,353	26,777	5,465	1,514		56,327
1ha～1.5ha	1,354	18,455	21,363	2,541	381		44,094
1.5ha～2.0ha	950	10,993	9,128	752	91		21,914
2.0ha～3.0ha	407	5,508	2,771	163	41		8,890
3.0ha～5.0ha	22	478	154	3	5		667
5.0ha以上		1	3		1		15
計	4,783	80,870	74,072	15,016	15,417	19	190,177
22.8.1センサス調査		53,995	32,490	34,004	58,767	92	179,348

資料：千葉県農地制度史による。

戦前の小作料は、収穫高の40～50%が普通で、高率であるばかりか、そのほとんどは現物納入であった。よって、多くの小作農家は、収穫後小作料を地主に納めると、翌年の収穫期までの保有米が不足し、地主から前借りをしたり、「口減らし」として出稼ぎに出た。

このように、高率の小作料負担は、農家の生産意欲を減退させ、農家の生活水準は低かった。

戦後、自作農になることにより、収穫物が全て自分の所有物となり、当初は供出米制度があったものの、生産意欲は大いに高まった。食糧増産を進める上で、この制度改革は非常に有効であり、最も理想的な環境状況であった。

(ii) 農業協同組合の設立

昭和22年に公布された農業協同組合法に基づいて、多くの農業協同組合(以下農協)が生まれた。農協の設立は、農地改革と合わせて、農民の意識改革の上で重要な役割を果たした。

戦前の農業会が、国の統制のもとに管理された農民組織であったのに対し、農協は農民を主体として組織され、その管理・運営は農民自らが主体的に行うものとされた。

農協法では、①事業の自由の原則、②農民の自主制の確立、③行政庁の監督権の可及的

制限のもとに、広範な事業が行えた。農協は地区の農家に対して、農産物の集荷販売、生産資材の購入・供給、金融、共済、保険、農家の生活用品の購買、農業経営や農家生活に必要な指導等を行った。

千葉県においても、昭和23年に 338の農協が設立された。設立の状況と内容は表3、表4の通りである。

表3. 千葉県における一般農協設立認可状況

	23年									24年	計
	1月	2	3	4	5	6	7	8	9	7月	
認可組合数	4	20	220	61	12	9	8	1	2	1	338

注 出所 千葉県、千葉県農林業の概観 昭和26年編

表4 千葉県農協数の推移(1)

年 度	総 数	出 資															
		小計	一般	開拓	農村工業	養蚕	畜産	酪農	養豚	養鶏	アンゴラ兎	椎茸	薪炭	園芸	煙草	採種	部落組合
昭23.12.31	-	-	338	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24.12.31	-	-	338	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25.12.31	1,053	478	337	47	39	-	17	6	1	2	5	16	1	2	1	-	4
26.12.15	1,071	489	335	49	48	-	16	8	1	3	5	16	1	2	1	-	4
27.12.15	1,085	496	334	49	52	-	18	8	1	6	5	15	1	2	1	-	4

年 度	非 出 資															
	小計	一般	開拓	農村工業	養蚕	畜産	酪農	養豚	養鶏	アンゴラ兎	椎茸	薪炭	園芸	煙草	採種	部落組合
昭23.12.31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24.12.31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25.12.31	575	-	80	2	11	2	2	1	-	-	1	1	3	-	1	472
26.12.15	582	-	84	2	11	2	3	1	1	-	1	-	3	-	1	473
27.12.15	589	-	89	2	11	2	3	1	1	-	1	-	3	-	1	475

注(1) 部落組合の名称は25年12月31日の統計から「その他」となる(農林省統計書の場合)。

(2) 23.12.31は23年度である。

(3) 出典は千葉県農地部農業協同組合課、農業協同組合要覧(各年度版)

資料：千葉県農協30年史

発足当初の農協は必ずしも順調な発展を遂げたわけではない。当時の農協の第1の仕事は、食糧供出と農家の必要とする諸物資の供給であった。当初、物資の不足時、物資統制下において、農協は資材を確保し、その運営はうまく行くように見えた。しかし、諸物資が徐々に市場に出廻るようになると、抱えこんだ在庫が次第に滞貨し、資金繰りが苦しくなっていた。昭和26年に、「農業協同組合再建整備法」が公布され、朝鮮動乱の影響も受け、在庫処分がなされると、新生農協は種々の分野で前進をするようになった。

農協の新しい事業の中で、農家に生産・生活資材の供給と合わせて、営農・生活指導事業を行うとしたことは、単に、農協が物流の機関だけでなく、農民運動や農民教育を行う機関として重要な役割を担った。

また、農協婦人部や農協青年部を組織化した。さらに、農協の事業推進組織として「農事実行組合」が各地に組織化された。これらは以後の技術導入の対象として大きな役割を担うこととなった。

(iii) 農業改良普及制度の導入

(a) 戦前の農業技術指導

戦前の農業技術指導は、明治32年の農会法制定以来、農会の技術員が、国の農事試験場の技術を、画一的・一方的に、時には権力を伴う強制的指導（明治36年、農商務省農務局長から指令された「農事改良必行事項」等）により行われていた。特に、①種籾の塩水選、②麦奴（くろぼ）予防、③短冊苗代、④通し苗代の解消、⑤稲の正条植えの5事項は、奨励するだけでなく、農家には、必ずこれを実行せよ、と指令が出る状況であった。

大正時代に入ると、補助金政策が本格化し、今までの技術指導から補助金交付による指導に移っていった。

以上の通り、戦前の農業振興は、農家の生産意欲の伴わない部分を、法令による強制や、お金による誘導という、いわば、ムチとアメによる指導で行っていた。すなわち、農家の自主性や創造性を無視した農業指導をしていたと言えよう。

(b) 戦後の農業技術指導

戦後の農業技術指導は、昭和23年の農業改良助長法の制定により、農業改良普及員の教育的手法で行われることになった。その理念や手法は、同法第1条に記されている。この解説について、また、発足当初の指導体制については、既に前節で述べられているので、ここでは割愛する。

普及員は、助長法の中で、直接農民と接することが義務づけられ、そのための交通手段として、緑色に塗られた自転車を保有し、農家の巡回を行った。この「緑の自転車」が普及員のトレードマークになった。

(2) 開発された農業技術

(i) 米の増収技術

食糧増産時代に開発された主な稲作に関する農業技術は次の3つであった。

- ① 保護苗代導入による早期栽培技術
- ② 新農薬による病害虫防除技術
- ③ 土性調査に基づく施肥技術

保護苗代とは、当時、稲の早期栽培に向けて、育苗の前進を行っていたが、春先の低温と低湿田での苗代には苗腐敗病が発生した。これを回避し、健苗育成のために導入された保温折衷苗代技術のことである。

早期栽培に伴う作期の移動は、新たな害虫の被害を招いた。最も問題なのはニカメイチュウによる被害であった。これを解決したのが、BHC、ホリドール等の新農薬で、特にホリドールは画期的なものであった。

施肥技術とは、昭和25年肥料統制が撤廃され、化学肥料の生産が伸び、即効性肥料が普及したのを受けて、早期栽培での施肥技術として、穂肥施用技術が重視されたことである。

以上の新技術の中で、増収量の基本となった保温折衷苗代の導入経緯をみてみよう。

(ii) 保温折衷苗代の導入

千葉県稲作の特徴は、普通作の場合、田植が6月上旬、収穫が9月下旬である。当時、収穫期の9月は、秋雨と台風による風水害の被害で、収量は不安定であり、増収の最大の課題はこの風水害の回避であった。それには収穫期を8月にするべく作期を前進させることが解決策であった。また、8月に登熟期を持ってくると、日照時間、温度とも多く、登熟歩合を高め、増収に結びついた。しかし、このためには、は種・育苗を前進させ、春先の寒冷期に行く必要があった。この育苗の前進と健苗育成のために、開発・導入されたのが「保温折衷苗代」技術であった。(図3)

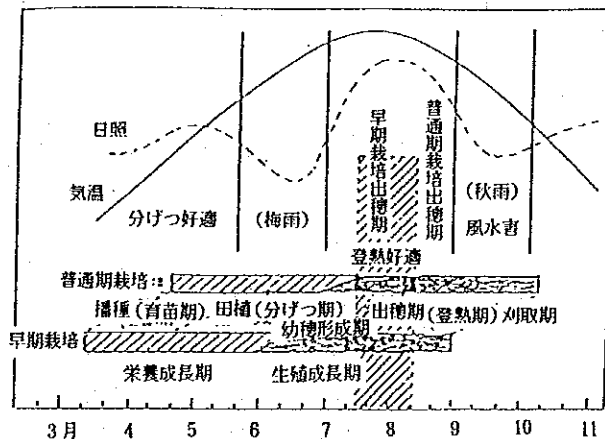


図3 早期栽培と普通期栽培の比較

出所：千葉県農業の歩み

保温折衷苗代とは、従来の苗代作りが、圃場の片隅の苗場で行う揚床苗代であるのに対し、揚床苗代を一定期間油紙で覆い、保温し、生育を早めると共に、育苗時の風雨害や病

害から苗を保護するのに効果のある技術であった。この技術は、昭和17年、長野県の農家が創出し、昭和22年、国及び長野県農業試験場で、寒地早植、暖地早期栽培向けに開発された。

千葉県では、この技術を県の佐原試験地にて現地試験を行い、当地でも稲作経営改善に役立つとしてその普及に踏み切った。そして、新技術は県下に急速に普及した。

その結果、米の10a当たり収量は、同時に導入された新農薬や、施肥改善技術の普及と相まって、飛躍的に伸び、平均 400～450kgまで増加した。(図4)

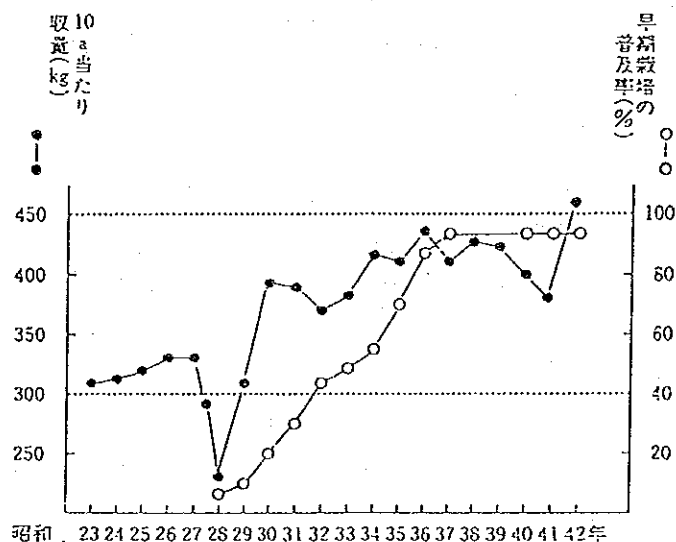


図4 10a当たり収量と早期栽培普及率

出所：千葉県農業の歩み

この新技術の普及には、当然、新しい普及制度が威力を発揮し、普及員の教育的活動がこの成果を導いた。

(3) 新技術の普及方法

新技術の普及を担う普及員にとって、農村の情報化レベル(段階)及び農村の教育水準の把握は重要である。それによって、用いる普及手段の選択が決まってくる。

当時の農村は、民主化政策の浸透により情報の公開がかなり進展し、表現の自由は保障されていたものの、マスメディアの浸透は充分ではなく、コミュニケーションの中心は、まだまだ、個人から個人へのパーソナルなものが主であった。それを補ったものが緑の自転車であった。一方、農民は、農地改革の恩恵を受け、営農意欲は高まり、既に、新技術を受け入れる素地は十分に醸成されていた。また、農民のほとんどが稲作をしており、関心事が増収一つに集まり、集団化が容易に行える状況にあった。

このような状況化で、「保温折衷苗代技術」の普及方法として、次の手段が有効であった。

- ① 実証展示圃の活用
- ② キーファーマーの活用
- ③ 学習集団の育成
- ④ 表彰制度の活用

(i) 実証展示圃の活用

目に見える技術の導入と、義務教育終了程度の教育水準を持つ農民への技術普及には、文字データより目に見える実証展示圃の活用による農民への意識改革が非常に有効であった。

千葉県では、昭和25年、早場米地帯を中心に10カ所の現地展示圃を設置した。さらに、26年には47カ所、27年には96カ所と、展示圃の設置地域を広げ、その普及に務めた。この展示圃の運営に当たったのは改良普及員である。

また、展示圃のないところでは、その展示成果を、写真やスライドに納め、学習会等に活用することで、その技術の有効性を認知させていった。

しかし、一方、実証展示圃は、失敗例を見せた時には新技術への信頼度が薄らぎ、その技術の採用が当分見送られる致命的な手段でもあった。その運営に当たっては慎重な準備が必要である。

(ii) キーファーマーの活用

農家の技術水準が均等化している状況においては、新技術の導入に際して、誰が率先して、一番最初にその技術を採り入れるかは重要な問題である。一般に農家は、誰かが実行して、うまく行くのを見届けてから自分も採用を考えるからである。普及員にとっても、誰が先駆的に始めるかは重大な関心事であり、否、むしろ先駆者を育て、活用することが重要であった。(このような先導的役割を果たす農家をキーファーマーと呼ぶ。)

当時、このキーファーマーの役割を担ったのが、農事研究会の会長や、地域の役職者であった。彼等は、責任感があると同時に、農家から信頼を得ており、彼等の導入成功は、新技術の普及を組織的に早く行うこととなった。

よって、実施展示圃の設置は、土地条件のよい場所より、むしろキーファーマーの圃場の活用が効果的である。

(iii) 学習集団の育成

普及活動には2つのタイプがある。一つは普及員が農民に対して教えること。もう一つは、農民自身が自ら問題解決をすることに対して助言することである。

戦後の普及活動の手法は、後者の農民自身による問題解決を採用し、キーファーマーを中心に、しかも集団学習法により技術を普及させた。集団学習法の長所は次の点にある。

- ① 個人の技術レベルが、集団の中でどの位置づけにあるかがわかる。
- ② お互いが仲間を意識し、技術向上の励みとなる。
- ③ 技術向上方策について、仲間と話し合い、検討することにより、種々の案が出され、最善の策が見出される。
- ④ 技術レベルの低い人を、仲間で助け、励まし、全体のレベルアップにつなげられる。
- ⑤ 集団の中で、それぞれの得意分野がわかり、役割の分担と協力関係が養われる。

以上の効果をめざして、普及員は学習集団の育成に取り組んだ。これは従来の農協傘下に組織された「農事実行組合」とは別のものである。

新技術の普及は、この学習集団の課題として取り上げられ、その内容の理解を深め、自主的に普及していった。主な学習集団には次のものがあった。

(a) 農事研究会

営農意欲に燃え、研究熱心な青壮年が集まって作ったものが農事研究会である。その活動は、1人1研究課題が基本であり、各自の経営において、最も必要な研究課題を自主的に選び研究し、そして、その成果を発表した。

県や国は、各研究会が連絡しあう場として連合研究会を組織し、研究会活動を側面から支援した。そして、各研究会の研究成果の発表の場として、郡大会や県大会を開催し、その成果の普及に役立てた。しかし、この頃、この研究会への女性の参加がなく、女性は別の「生活改善グループ」の中で一部農業生産の技術改良を取り上げた程度であった。

水稲早期栽培技術の普及は、この研究会活動によるところが大きかった。

(b) 4Hクラブ

農事研究会が青壮年を中心としたものであったのに対し、青少年を対象に4Hクラブの結成が推進された。

4Hクラブとは、アメリカの青少年クラブが、Head、Hand、Heart、Healthの4つの頭文字Hを活動目標にしていることから来たもので、これに習って、1町1、4Hクラブの結成を目標に、青少年に自主的な学習集団の結成を呼びかけた。

このクラブ活動の特徴は、「プロジェクト活動」と呼ばれ、青少年に普及活動の原理と同じ、see-plan-do-checkの課題解決学習法を実践させたことである。クラブには、生産増強部、経営改善部、生活改良部、文化部が設けられ、若い女性がクラブ員となり、生活の課題を設けて研究、成果発表を行った。若い女性の発表の場は戦前には無かったことである。

4Hクラブも、先の農事研究会と同じく、郡単位、県単位の連絡組織が結成され、講演会、文化作品発表会等により交流を深めた。またプロジェクト活動の成果を、各発表大会を通じて、地域や全国に広く普及させていった。

4Hクラブ員の育成は、その後の普及活動の対象として、新技術の普及を先駆的に担ってくれる重要なキーファーマーの育成となっていった。

(4) 増産を支えたその他の施策

(i) 米作日本一コンクール

表彰制度は、人々に努力を競わせて、その成果を評価することにより、本人に自己満足を与えると同時に、他に対し、努力目標の設定と、成果の波及という目的を達成する有効な手段である。

食糧増産に於いても、昭和24年から、米作日本一の表彰事業が、新聞社の事業として設けられた。

表彰の種類は、①一般多収穫収量賞と、②早期栽培多収量賞である。

戦後、昭和20年代、米の10a当たり収量は300kg前後であったものが、昭和40年代には400kgとなった。そして、この事業の成果として、最高多収量をあげたのは、昭和35年、秋田県の工藤雄一氏があげた1,052kgであった。

このコンクールは、稲作多収の技術的・科学的解明、米作意欲の高揚、土地改良、土づくりへの多くの示唆を与え、その功績は大きかった。千葉県最高収量は、昭和33年、早期栽培部門で、10a当たり727kgをあげたのが最高であった。

(ii) 米価政策

米の増産を裏方で支えたものは、政府決定による米価格政策であった。昭和17年に制定された食糧管理法により、米の買入れ価格は政府が決定、保障することになった。そして、昭和27年、買入れ価格水準を、再生産確保水準として以来、米価の下落はなく、昭和35年の生産費及び所得補償方式導入以降、農家の生活費の上昇に伴い、米価は毎年値上げされていった。農家は安心して米作りに取り組めたのである。

(5) 課題と女性の役割

(i) 増産体制の課題

食糧増産の時代、農産物の価格は、生活物資の中では相対的に高かった。そのため、農家の関心は生産量を増やすことのみに向けられ、重労働や省力技術への関心は低かった。当時、農業機械は畜力農具と脱穀調整機械のほかは、従来の小農具が使われていた。農家の自家保有労働力は豊富で、増産はこの豊富な労働力に支えられ達成されたとも言える。

一方、食糧増産のため、桑園や果樹園は掘り起こされ、イモ畑と麦畑に変わった。スイカ、マクワウリ、イチゴの作付けは禁止され、農家が作る作物は、稲、麦、イモに集中し、わずかな野菜を加えた状態であった。

しかし、戦後、昭和20年代後半に、やっと米以外の作物の統制は解除されたが、依然として、稲、麦、イモ、雑穀で作付面積の90%近くを占め、わずかに野菜の作付面積が増えた程度で、果樹、畜産の増加はほとんどなかった。

かくて、このような米一本槍の増産体制は、米単作農家を増やし、農業生産及び農家の食生活の面においても健全なバランスを失い、栄養偏食等の問題を生じさせた。また、稲の前進栽培は裏作の麦作を追放し、米一作による年間労働力配分の不均衡を生み、冬期の

出稼ぎを恒常化させ、やがて兼業による労働力不足を迎えるようになった。

(ii) 女性の役割

稲の作期前進、食糧増産が生活の目標であった時、農家の主婦は貴重な農業労働力として、また、生活の担当者として、二重の役割を負わされていた。従来、稲作は麦作との二毛作の中で位置づけられていたが、稲作の前進に伴い、麦の収穫と田植の労働が競合し、短期間に労働が集中し、生産優先の労働は主婦にそのしわ寄せが及ぶようになった。

すなわち、生産労働時間が長く、食事、育児等の生活にふりむける時間が少なくなると、十分な栄養食が採れず、栄養偏食となり、諸病の発生、乳幼児の死亡等を招くようになった。

従来、これらに対しては、保健、医療、衛生面からの対応で処理されていたが、これらはいずれも対症療法であり、基本的には、自らの生活改善を行わない限り、課題解決がなされないとの認識が生まれてきた。その中心は保存食、味噌作り等、食生活の改善であった。

農業の食生活が炊飯と味噌汁と煮物である間は、へっついと大釜と大鍋で用が足りた。もう少し手のかかる料理は七輪に蒸し器を使った。それを煙のたちこめるかまどでやるところに問題があった。そこで、前節でも述べられている煙突をつけた「改良かまど」が奨励された。また、このかまどは、眼病トラホームの予防という衛生面からも推奨された。

皮肉なことに、早期栽培は農家の主婦に重労働を強いたが、そのことにより、主婦は生活改善の必要性の自覚とその実行に取り組んだのである。

当時の主婦が取り組んだ生活改善の課題は図5の通りである。

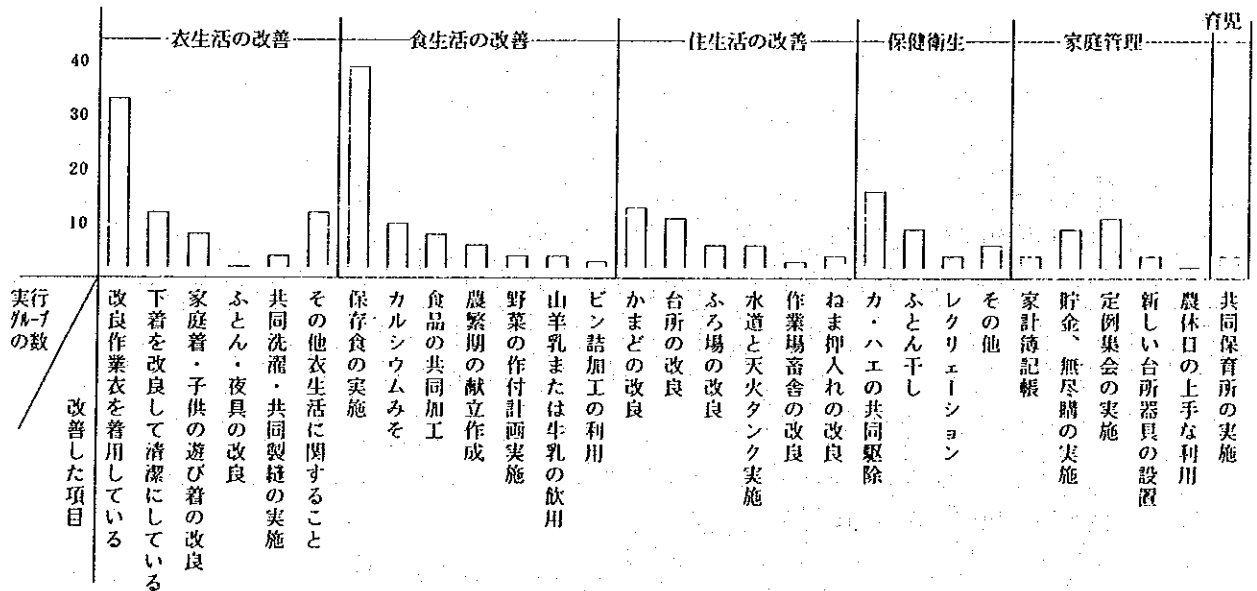


図5 生活改善グループで実行している主な改善内容

資料：普及事業10年の歩み

3) 農業基本法の制定と商品生産時代の普及活動

(1) 農業基本法の制定と普及体制

昭和30年代半ばには、食糧需給もようやく安定し、国民経済は重化学工業を中心に、技術革新が行われ飛躍的な発展段階に入った。

これにより、農村の労働力は都市に多量に吸収され、特に若年層の流出は甚だしく、在村農業労働力は、高令化、女性化が強まる一方、兼業化が年々進行していった。既に、昭和34年には全国で兼業農家の割合は、65.7%に達していた。

米を中心とする農産物の価格は、増産の影響もあって低迷をはじめ、一方では、農産物の輸入化が進み、小麦、大豆は国内産では割高となり、農家は麦、大豆の生産を放棄しはじめた。

かくて、農業と工業の労働生産性や所得の格差は開く一方となった。(表5)

この所得格差を解消し、他産業従事者と農家の所得均衡を図るため、昭和36年に「農業基本法」が制定された。これ以降を「基本法農政の時代」と呼ぶようになった。

農業基本法では、今後の農業の向かうべき道を「農業の近代化と合理化を図り、農業従事者が、他の国民各層と均衡する、健康で、文化的な生活を営めるようにすること」として、自立農家の育成をめざし次の施策を講じた。

- ① 作物の選択的拡大
- ② 農業構造改善事業の導入
- ③ 農業資金制度の充実
- ④ 協業化の促進

表5 千葉県農家所得と千葉市勤労者世帯の収入

区分 年度	勤労者 (A)	農 家 平 均			1.5~2.0ha 農家			B/A	C/A
		農 業 所 得	農 外 所 得	農家所 得(B)	農 業 所 得	農 外 所 得	農家所 得(C)		
32	千円 433	千円 229	千円 112	千円 341	千円 394	千円 87	千円 481	% 78	% 111
33	486	241	108	348	387	98	485	72	100
34	532	240	124	364	410	89	499	68	94
35	624	245	149	394	439	70	509	63	82

県 統計年鑑

(i) 作物の選択的拡大

当時、国民総生産（GNP）の実質成長率は年率10%近くで、食糧消費も量より質に変化していった。これらを背景に、基本法では今後振興する作目を具体的にあげ、その浸透を図った。

A：選択的に拡大する作目〔畜産、果実、高級野菜、てん菜〕

B：労働生産性を向上させ、生産費の低下を図る作目〔米、小麦、ナタネ、大豆、その他穀物〕

C：生産を縮小すべき作目〔カンショ、マユ、大麦、裸麦〕

この結果、A作目は伸び、C作目は減少した。そして換金作物としての園芸作物、畜産の振興が図られた。これに伴って、農業の現場では、新規作物の導入技術、集荷販売の組織対応が求められ、「主産地形成」が普及員の課題となった。

(ii) 構造改善事業の導入

農業構造改善事業は、昭和37年から44年までを第1次農業構造改善事業の期間とし、農業の生産性向上に向けて、経営規模拡大のため、①土地基盤整備や②大型機械施設の導入を行った。

特に、この事業における機械施設の目玉は、トラクター、コンバイン、ライスセンター等の大型機械の導入であった。事業費は一般地区で1億1千万円と、当時、村の予算にも匹敵する額であった。

この事業の導入対象となったのは、農家の協業等による生産組織であった。各機械施設ごとに、また作目ごとに生産組織が作られた。例えば、稲作ではトラクター利用組合、野菜では育苗受託組織、畜産では協業経営体等である。（表6）

一方、これらの事業主体は、市町村や農協が多く、事業化に伴う地域営農計画や事業計画の作成が求められ、計画作成について農業改良普及所がかかわる場面が多くなってきた。

表6 千葉県年度別協業組織数

	昭36	38	39	40	41
全面協業	3	2	4	8	9 (稲2 酪農7)
部門協業	62	90	90	96	92 (耕種22 畜産63 養蚕8)
計	65	92	94	104	101

出所：戦後千葉県農業の歩み

(iii) 農業資金制度

自立農家の育成、経営の規模拡大に向けて、各種融資制度の充実が図られた。

昭和31年より制度化された農業改良資金に加えて、昭和37年より農業近代化資金が、さらに、昭和39年より、青少年を中心とした後継者育成資金が創設された。この後継者育成資金の部門経営開始資金は、50万円を限度とし、無利子で、償還期間1年すえ置き、4年均等償還であった。対象年齢は、おおむね20才～30才までで、各農業改良普及所が実施している「農村青年経営者研修」や先進地農家留学研修の修了者、プロジェクト実績発表の優良者等に、優先的に貸付を行うような運用がとられた。(表7)

そして、この資金の特約条件として、その部門経営の収支を明らかにする簿記記帳と、借受者自身の預金口座を設けることが必須条件であった。

表7 千葉県における農業後継者育成資金貸付件数

年度	39	40	41	42	計
件数	91	93	98	190	419

出所：千葉県普及事業20年の歩みと今後

(iv) 新しい普及体制

農業生産をとりまく環境の変化に対応して普及事業の体制も変わった。

昭和33年に、農業改良助長法の改正が行われ、改良普及員が駐在する農業改良普及所を法律上の設置機関とすることにし、普及員の活動拠点としての農業改良普及所が全国に設置された。

また、農家の作目選択的拡大に伴って、普及員も、畜産、園芸等新作物に対する技術指導を強化するため、畜産、果樹、野菜、農機具の4項目について、専らその指導に当る特技普及員を置いた。

なお、この体制の変更等についても、前節ですでに述べてあるので、重複を避けるためここでは割愛する。

(2) 求められた農業技術

(i) 省力栽培技術と耕うん機の導入

食糧増産の時代から、商品生産・自立経営農家育成の時代への変化に伴って、農業技術は、単に断片的な生産改良技術から、複数作物の作付体系や機械化体系等の体系的総合技術が求められるようになってきた。

特に経済成長の影響で、農村労働力は都市工業サイドに吸収され、労働力不足を招いていた。農家の関心は、規模拡大と省力機械化に集まり、省力技術の開発は重要な課題で

あった。稲作に於て、次の技術が開発された。

- ① 動力耕うん機による耕うん代かき作業の機械化
- ② 除草剤24-Dの開発による除草作業の省力化
- ③ ヘリコプターによる航空一斉防除
- ④ 育苗施設による共同育苗

千葉県においても、動力耕うん機は昭和31年頃より加速度的に普及しはじめた。(表8)
(表9)

表8 千葉県における動力耕うん機の年次別普及台数

年次	昭和					33年			
	21年	27年	29年	31年	32年	合計	4馬力 未 満	4～8 馬 力	8馬力 以 上
普及 台数	45	99	306	1,916	5,757	11,576	9,475	1,976	125

(県農林統計)

表9 千葉県における農業機械の普及状況

	電動機	発動機	動 力 防除機	動 力 揚水機	動 力 脱穀機	農 用 トラック 三 輪
昭和30年	25,778	39,415	517	299	61,995	1,605
39年	52,600	80,100	15,800	22,300	112,600	16,500

(県農林統計)

当時、動力耕うん機(テラー)か、畜力かは農家の大きな関心事であり、種々の議論がなされた。「今のテラーは耕うん機としてではなく、運搬車に利用されている」「テラーでは畜力のような反転耕起は無理である」「機械化が進めば婦人でも楽に仕事ができる」等であった。しかし、現実には、農家の嫁入り条件の一つ(動力耕うん機、電気洗濯機、動力井戸ポンプ)にあげられ、一気に農村に導入された。

しかし、この機械化は、機械導入の適正規模以下の農家にも及び、「機械化貧乏」という新語を生み、これを回避するため、機械の共同利用が併わせて推進された。普及員には機械運転操作の技術指導と合わせて、農業生産の組織化手法が求められた。

(ii) 農業経営指導

自立経営農家の育成には、都市生活者の所得を、農業経営所得目標にあげ（当時 100万円、七ヶタ農業）、その営農類型モデルを作り、その実現に向けての指導が行われた。

この営農類型には、耕作面積、労働力、導入作物、単位当たり収量、平均単価、販売額と所得率が挙げられているほか、栽培技術体系として、作業機械、作業時間等も試算されており、その機械購入のための資金計画も付されたものであった。

一方、農家が各種資金を借り受け、機械化農業に取り組むと、その資金返済のための事後指導として、農業簿記の記帳指導が強く求められ、普及員も簿記記帳体系の習得と、経営分析、営農計画設計等の手法が求められた。

(iii) 集団産地育成と研究集団の再編

作目の選択的拡大が進む中、各地に新作物の導入と、主産地形成が進められ、新たに各作物ごとの研究会や、もっと実利的な生産・出荷組合が結成された。かつての稲を中心とした地縁集団であった農事研究会は、会員の作物の多様化に適応できなくなり、機能集団への再編が課題として求められてきた。

千葉県では昭和28年より農事研究会の幹部研修会を持ってきたが、特に構造改善事業の推進に当っては、市町村農事研究会の役員に対して研修会を毎年1回開催し、農業近代化の推進者としてリーダー育成につとめた。彼らが生産組織の中心人物として農業生産の組織化を推進した。

一方、農村青少年育成においても、農業後継者の確保が農政の大きな課題となり、昭和37年には、全国レベルの農村青少年教育振興会が設立され、後継者育成を支援したのをはじめ、農業改良資金の中に、クラブ員が共同して技術を学ぶ際には、共同研究の融資が受けられる制度ができた。後継者育成は、単なる学習集団育成の域を出て、仲間づくりや貴重な男女交流の場として、各種行事の企画、会の運営方法、コミュニケーションの持ち方等の指導が求められた。

(iv) 土地改良事業

耕うん機の普及を促進させたものに、土地改良事業がある。農作業の機械化・省力化のため、従来10a区画であった圃場を、30a～50a区画に整備し、用排水施設、道路網等を総合的に整備した。昭和36年に千葉県において、1/3以上が圃場整備を終えた。そして、その実施と維持管理は農民が参加した「土地改良区」によって運営された。ただ、この分野は、農業土木の技術者が中心に技術指導を行ったので、普及員の参加はあまり求められなかった。

(3) 新技術の普及方法

当時の農村では、昭和31年から始まった新農山漁村建設総合対策により、農家のコミュニケーションの場として、農事センター、青年研修施設、生活改善施設等の人が集まれる施設が作られたのと併せて、情報伝達のために有線放送が導入された。また、昭和28年よりテレビが放映され昭和30年代には農村にもポチポチ入ってきた。一方、農協の広報活動の一環として、全国的な機関紙「家の光」や、各県において「農業千葉」のような技術普及誌が各戸で購読され、各種の情報伝達は、放送や文字を通して、マスメディアによるものが主流を占めてきた。

一方、国民の高等教育に対する関心も高まり、昭和35年、千葉県において、高等学校への進学率は52%と半数を上まわった。

普及をとりまく社会的条件は、情報化の段階といい、教育水準といい、かなり高い水準に達し情報化社会を形成していた。これを背景として、新技術の普及方法には次の手段が有効であった。

- ① 先進事例分析の活用
- ② 経営モデル等経営データの活用
- ③ マスメディアの活用

(i) 先進事例分析の活用

保溫折衷苗代のように、目に見える技術の導入には、実証展示圃等目に見えた成果が出てくる普及方法が有効であったが、耕うん機導入による省力効果のような目にみえない効果の実証には、実際にそれを行って数字的な記録を持っている農家の体験談が技術の普及には有効であった。

千葉県では、昭和33年より、農事研究会を対象とした「興農移動大学」を開校し、他地域の先進事例を見ることにより見聞を広めるとともに、会員相互の事例交換を行った。

各農家は事例をみて、単にそれを真似るのではなく、自分なりの工夫を加え、それ以上の成果をあげるようになった。それは実績発表大会で発表された。

(ii) 経営モデル等経営データの活用

選択的拡大、自立農家育成のための融資制度の活用を推進するには、経営類型モデルを活用することが効果的である。

個別経営指導に於ては、先の事例分析は、農家にとっては他人の事例にすぎないとする意識が強い。そこで、具体的に、その農家の経営条件を踏まえて、経営試算をしていくことにより、新技術の導入を図っていくことになる。それには、科学的、統計的データに基づく経営診断、経営分析、経営設計を行い、さらに、わかりやすく図解表示する手法が必要である。

千葉県では、昭和38年に、所得目標達成のための普及計画を作成し、類型モデルを取り入れた。

(iii) マスメディアの活用

有線放送の設置や、農業改良誌の普及は、昼間不在の兼業農家への情報伝達的手段として、これらのマスメディアを活用することが非常に有効であった。特に、新技術の普及を、広く、早く、しかも確実に行うには最良の方法である。

千葉県では、昭和36年より放送農業学校をまた、39年よりラジオ放送農業学校を実施し、マスメディアを使つての技術普及に取り組んだ。

(iv) 各種研修施設とその活用

昭和33年の農業改良普及所の設置以降、普及所は、農家、特に青少年への技術研修の場となり、農業・生活改良普及員を講師とする経営者研修等が持たれるようになった。また、千葉県では、昭和36年に農村青年研修館が建設され、農村青少年が宿泊して研修を受けられるようになった。以降、技術普及にはこのような施設を中心に行われるようになった。

(4) 課題と女性の役割

(i) 商品生産体制の課題

農業基本法による選択的拡大の成果を、千葉県における農業粗生産額の構成比でみると、昭和35年、米47%、野菜12.3%、畜産14.9%であったものが、昭和40年には、それぞれ38.8%、22.9%、20.7%と米の比重の低下、野菜、畜産の堅実な増加となって表われてきている。

動力耕うん機の普及は、労働生産性の向上に寄与し、例えば、稲作10a当たりの労働時間は、35年当時182時間であったものが、45年には142時間に減少した。省力化は達成されたのである。

しかし、一方で、機械化は機械化貧乏という新語を生んだ、その代金返済のため、省力化した時間を再び兼業に向け、むしろ、兼業化に拍車をかけることになった。

千葉県の専業農家は30年当時50%と高い構成比を占めていたが、40年には29.3%となり、約4万戸が兼業農家に移行した。自立農家の育成をかけた農業基本法ではあったが、自立農家は育たず、結果的には、兼業農家育成に貢献したことになった。そして、そのしわ寄せが、農家の主婦にかかってきたのである。

(ii) 女性の役割

兼業化による経営主の農業離れの影響は、老人と主婦にふりかかってきた。当時この状況を3チャン農業（ジイチャン、バアチャン、カアチャンによる農業）と呼んでいた。

一方、機械代金返済のため、換金作物の導入を、選択的拡大の中で取り入れ、農業形態は、水稻+野菜のような複合経営に向かっていた。野菜は価格保障がなく、安定収入を得るためには規模の拡大を余儀無くされ、機械化の進んでいない野菜栽培では、その労働負担は、直接主婦にかぶさってきた。静岡県のレタスの産地では、農作業時間で、10時間以上働く人、男68.9%、女59.0%、8時間~10時間、男24.9%、女35.1%、8時間未満、

男 5.6%、女 5.3%であった。また収穫後の夕食後の過ごし方では、農作業をする人、男 65%、女52%、テレビを見る人、男25.6%、女16.4%であった。いずれにしても主婦は男と同じ労働をし、その上に家事労働をしなければならないという二重負担に、相も変わらず置かれていた。

しかし、この事は皮肉にも、一方で主婦の農業経営への参加の道を開いていった。農業技術の習得、野菜販売価格への関心、販売代金の掌握等は、主婦に農業経営者としての自覚と意識改革をもたらし、家庭内に於ける発言力を強めていった。集落の集りにも夫の代行として出て見聞を広める機会も得た。

かくて、商品生産の進行は、主婦に、社会的評価はまだ低いものの、少くとも家庭内においては、女性の地位の向上に結びつく結果をもたらした。問題は、それに見合う報酬と、社会的評価を得ることであった。また、現金の出入りは、主婦に家計費の概念を植え付け、生活と生活費についての関心を高めていった。冠婚葬祭の簡素化や農休日の設定、共同炊事等、かつての衣食住の生活技術の改善から、地域の生活そのものを見直す気運も生まれてきた。そして、各地での「講」を中心とした集まりの中で、それらを地域の課題として取りあげ、それを解決すべく、生活改善グループや若妻教室等の女性による学習・実践集団がその推進母体となった。かくて、生活面における女性の発言力は、兼業化により主婦が経営の実践力を身につける中で、家庭内においても、地域においても力を増していった。

4) まとめ — 導入技術と普及方法

先の4つの時代区分のうち、ここでは、食糧増産時代と商品生産時代の普及活動を取りあげた。各時代の導入技術と、その普及方法を要約すると、表10の通りである。

最後に、日本の戦後の技術普及過程を、発展途上国に置き換える際の留意点を挙げておく。

- ① 日本の水稲作の歴史は古く、戦後の増産時代といえど、既に稲作に関する経験と基本的な知識は農家が持っており、新しく始めたものではない。稲づくりの基本は水利調整にあり、その経験から、共同化、集団化に対する適応は身につけている。集団学習やキーファーマーの活用がうまくいくのはこうした土壤があるからである。この共同化、集団化の風習のない国、または畑作物を主食とする国にこの手法が最良かどうかは検討を要する。
- ② 日本の教育水準は、戦前、農家の子女でも12才までの義務教育は終えており、食糧増産時代でも識字率は高かった。よって、文字を使った普及手段は容易に活用できた。まして、商品生産時代は、義務教育が15才まで及び、文字及び数値に対する理解力はかなり有り、経営指導が可能であった。識字率の低い国での経営指導には、数値、文字以外の図形化による指導が必要であろう。

表10 増産時代と商品生産時代の普及活動の比較

	増産時代	商品生産時代
年代 社会背景	昭和20年～30年 非情報化社会	昭和30年～40年 情報化社会、高い教育水準
課題 農家 技術員 普及員	食料増産 改善意欲あり 保温折衷苗代 町村駐在 1人2町担当	自立農家育成 所得格差有、労働力不足 耕うん機、簿記記帳 普及所の設置 特技項目担当
普及方法	学習集団の育成 キーファーマーの活用 展示圃の運営 表彰制度の活用	機能集団の育成 先進事例の活用 経営モデルの作成 マスメディアの活用
問題点	単作物への特化	兼業化への拍車
途上国の 課題	共同化、集団化の 土壌があるかどうか	非識字率の高い中での 商品生産はどうか
主婦の関心	省力と食生活の改善	農業経営と生活の合理化

参考・引用文献

1. 全国農業改良普及協会 昭和59年改訂 協同農業普及事業
2. E. M. ロジャーズ著 昭和56年 普及学入門
3. 千葉県農業改良協会 昭和62年 戦後千葉県農業の歩み
4. 千葉県農業改良普及事業 昭和43年 普及事業20年の歩みと今後
5. 千葉県 昭和61年 千葉県稲作誌
6. 千葉県農林部 昭和58年 専門技術員活動の記録
7. 普及事業検討会 平成2年 今後の普及事業の刷新方向
8. 全国農業コンクール実績発表要旨（昭和57年）

3. 農村女性と生活改善普及事業

1) はじめに

本節では生活改善普及事業について、直接、農村女性と共に歩んだ生活改良普及員の活動を軸に農村の女性の意識の変革、生活態度の向上、社会性の助長等、農村の激しい流動の時代になどのように対応してきたかについて述べる。

我が国の農村女性の地位向上の指導の経験が、開発途上国の農村女性の援助指導に役立てば幸いである。

(1) 戦前の農村女性

(i) 労働力と女性の地位

約半世紀前の農村女性は労働力としての期待と子孫の継承の2大目的が優先された。

「ものいわぬ女性」が理想とされ、自己主張は罪悪とされていた。結婚式のあいさつの「お手間ができておめでとうさま」に象徴されるように嫁の座は無償の労働提供者であり、家族の中で最低の地位であった。貧富にかかわらず、その嫁の座は共通であった。

(ii) 結婚と入籍

結婚は家と家との格ではじまる。型だけのお見合はあくまで男性の外観観察ですゝめられ、一服のお茶をふるまって、一礼ですべて男性とまわりの人によって決められてゆくシステムであった。挙式まで語ることもなく、自分の夫を知る女性はなかった。要するに選択権は男性側にのみ存在した。

結婚式は借金しても、家にあったふさわしい格式で盛大に行われる。ただし入籍は第1子男子出生をみて、はじめて入籍されることも当り前の認識であった。当時、離婚率は低いといわれるが、入籍前に「子なきは去る」、「家風にあわぬ」、「嫁入道具が少ない」等の理由で実家にかえされる嫁も少なくなかった。「縁がなかった」と親は納得しまわりの人々も哀れみ同情をしても対抗するすべはないと思っていた。

すべて男性の意志のまゝであったり、君臨するかつての嫁であった姑の意志でいとも簡単に事実上の離婚が行われる。しかしこれは統計上の数字としてあらわれていない。

(iii) 農村女性の金銭環境

嫁は無収入であった。家庭用品・食品の買物は嫁の仕事であっても、子供同様、必要な金銭をもらって、帰れば内訳と残金を返却する支出要領であった。大方は両親の金銭管理で生活した。第1子が学齢期に達しても、孫の学費の管理は大部分祖父母のもとであった当時、食費の85%~90%は自給であるから現金支出はその他のわずかな費目に限られていた。特に嫁のこずかいは実家に帰って両親からもらう。その上婚家先は子供の出産、節句、入学、等々は実家からの贈物を期待しており、これが当然となると農村女性の立場を

益々弱くする条件をそろえていた。毎日誰よりも長く働きながら、何の収入も得られない生活が実家からの援助で行われることを恥とは決して考えなかった。姑になって、はじめて金銭管理のできる環境であった。

(iv) 農村女性の自由時間

家族労働によって経営される農家では女性の自由時間は実家に帰るときのみであった。集落の年中行事は主として慰労は、男性の共同飲食が主とされて農村女性にはかえってそれが労働過重になっている実状であった。

朝は誰よりも早くおきて、夜は最後の入浴をすまし誰よりも短い睡眠をとるという模範的な嫁となれば自由時間など程遠い生活というほかはなかった。

2) 食糧増産時代と農村女性

(1) 時代背景

戦後の食糧不足時には、食糧のすべてが国の統制におかれ、米、雑穀、芋類等すべて配給制であり、衣料も切符制、住宅は大都市をはじめ小都市に至るまで戦禍によって消失し極度な住宅難、国土は縮小された上に帰還軍人、引き揚げ者の帰国も加わり荒廃した国土には生存するのみの暮らしが大方の国民の生活実態であった。

連合軍の救援物資、学校給食の源となった脱脂粉乳、古着（純毛の衣類など）は貴重な物資の一端であった。食糧不足下の生活は「食」ではじまり「食」で1日が終るといった感じであった。

農業増産のため懸命に働く農業者も肥料不足、労働力不足、労働力低下、農機具不足の中で努力した。原野や山林を新しく開墾し、すべての学校のグラウンドは芋畑に変わり、空地があれば食べられるものを作付けた時代であった。インフレと物不足の中で「ヤミ市」はいつでも盛況を極めた。

そのような中、戦前は誰も想像し得なかった農地解放が行われ、農村の民主化と同時に農村女性の生活を大きく飛躍させる契機となった。解放前は全耕地の46%が小作地であり、小作料は収穫物の約50%とされていた、これこそ生存はあっても生活のない小作農家の実態であった。

連合軍は「農地改革案書案」を勧告の形で日本政府に提示した。これに基づいて1946年10月、自作農創設特別措置法と改正農地調整法が施行された。内容は政府が地主から小作地を買収し、それを小作に売渡すものであった。田の価格は当時の地価の48倍、畑は40倍であった。但し、急騰するインフレによって、殆んど無償に近い価格であった。約80%の小作地が総農家戸数80%に売られた。在村地主の保有限度は1ha（北海道4ha）とし、不在村地主は保有が許されなかった。

ここにおいて地主制度は事実上解体された。山林の解放はなかったものの、農業者の農業生産に対する意欲を高めたことはもとより「むら」社会の力関係について大きな影響を

与えた。地主の発言権も徐々に変化をみせていった。

戦前の農村においては家の格によって、日常の衣服についてさえ地主の娘は銘仙、自作農の娘は更紗、小作農の娘はうち織り木綿となっていた。就学についても旧制中等学校に進学する者は学業の上下にかかわらず地主と自作農の中からわずかにみられた。ところが、戦中、戦後の物なし時代が終わると家格、家柄による制約も殆んどみられなくなった。

女性の社会的な制約は男性以上に大きく、自由も殆んどなかった処から、農地改革は、経済的にも精神的にも女性が解放される最初の転機であった。

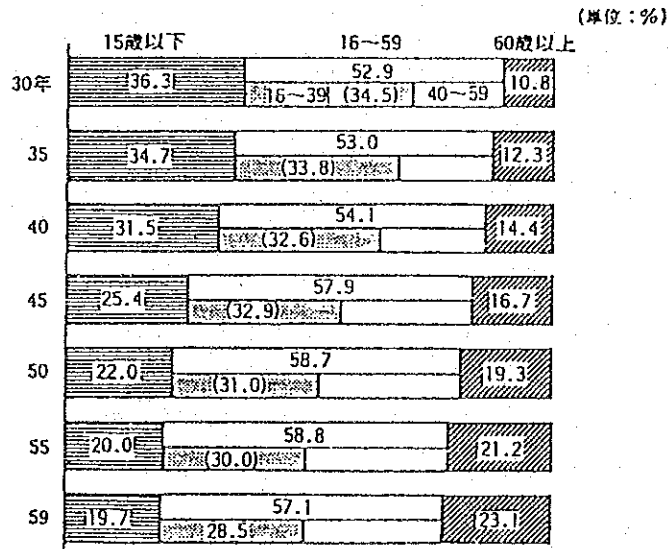


図1 農家人口の年齢別構成比の推移

備考：(1) 農林水産省「農林業センサス」、「農業調査」による。
(2) 40年以前は沖縄を含まない。

(2) 農業技術の学習に熱狂

限りない耐乏生活の中で農地解放は小作農業者には何によりの朗報であった。

年貢米として生産量の50%を物納する毎年の秋は収穫の喜び以上残量の生産物への不安が上まわる生活を毎年送っていた時代と違って、自分の耕地からの収穫物は全量自分の自由になることになった。自作農としての自覚は女性の生産技術の学習に熱狂的な力を持たせた。

今まで、消極的で義務として働いた小作農とは天と地程の違いである。積極的に農業技術を身につけなければならない、そうすれば収入は誰にも気がねなく上げられると考えようになった。或1人の女性を追った経過を述べたい。

農業の主任者は夫だったが、小作だけでは食べられないこともあって、大工もやっていた。彼女は、働く事に抵抗はないが、子供も小さかった事もあって、農地解放前は消極的な働き方であった。作付計画も肥培管理も夫の指示または隣の高齢者からきくといった態度であった。

ところが、農地が我が家のものになったと思うと、心はおどり喜びは大きく、気がつく

と水田の境界畦を強くするためのたいていたという。

冬の期間の草入れ（水田に山草を入れる）、苗代の準備等、去年の記憶をたどり、汗を流して働いてるこの作業が必要かと考えたとき、これに答えられない事におどろいて稲作についての講習会に出席してみるようになり、今までと違って、計画も自分でたてることになったので質問を具体的にするようになった。水のかけ引き、除草の効果とねらいを理解し、はじめて稲作を実施する気で毎日が送られるようになった。夫に対して、作業手順と時期を指示するようになった。これによって稲作について水稻の生理生態にそった栽培がすすめられた。

彼女は集落中で収量、品質ともに良く共進会に入賞できた。この事例はさまざまな人々にさまざまな刺激を与えた。

女、子供を1人前とみななかった男性たちも、女性を1人前とみとめざるを得なくなった。農業改良普及員に対しても非常に具体的に質問できるので指導する側も的確に援助出来たこと。言われた事をまじめに教科書どおりに作業を徹底して実施したことが成功の要因であった。

集落では若い嫁の稲作に感心すると同時に女性が男子のみだった講習会に積極的に参加するようになった。

本人の言葉として、当初は質問する直前はドキドキしたがなれてくると男性の中でもあまりドキドキしなくなっていった自分をあとになっておどろいていた。

農業技術を身につけたいという女性が増加して、男女が農業者として同じ立場に立って講習会に参加できるようになった。

これがきっかけとなって増産学習は女性の重要な課題となり発展していった。

生活改善事業の対象に生活技術を即アピールしても、極貧の中では空々しい反応しかかえってこないが、手始めに経済効果が目に見えたこの増収の学習は当時の世相、物不足の中できわだった女性の力を前面に打出すことが出来た。

(3) 生活改善グループ活動

(i) 女性の組織は婦人会

生活改良普及員としての筆者の具体的な経験に基づいて、生活改善普及事業を説明していくことにする。

若い主婦から現在の婦人会の活動についてゆけない。戦争中のため、まともに学習出来なかった自分たちには何かしなければ取り残されるといった。何とは言えないが不安と同時に何とか勉強したいという相談を赴任した農村でうけたとき、学習の意欲は十分理解できたがさて、何を中心にしたら良いか判らなかった。

手はじめに集った3人の女性に何をしたいかまづ自分たちで考えをまとめてもらうことにした。彼女達の意見は、婦人会活動は我々若い者は決定された内容に従うだけで、意とする内容が少ないということであった。そこで自分たちの力でできることをできる範囲で無理をしないように集落の人たちによびかけることで第1歩をふみだした。

若い3人の最も気になることは婦人会の幹部からの圧力であったので、農業技術面での水田巡回という内容は、現在の婦人会活動と競合しないため第1回の集合行事としては成功であった。グループ活動のアピールにはまづ家族の理解が第一で、集った若い女性は、姑も稲作りのことを勉強するには理解があった。また婦人会は農業の勉強は婦人会の知るところではないと思っており結果的にはさしさわりはなかった。

(ii) 生活改善グループ自主活動

この会は集落に婦人会主催でない行事として誰が会長かもきまらないまゝに自由な会合という会運営は、この時点で若い女性たちに婦人会と全く異った会であると思わせるものがあつた。第1回の集合を機会に3人の女性は、学習をグループでひきつづきやっていきたいと誘導をした。口こみで女性の農業技術の勉強会というふれこみでグループ員を作る作戦は婦人会幹部とも、それぞれの家族からも問題はおきなかった。賛成、反対、無関心と層分けできるが、無関心の女性の数が減って、まづまづの空気を生活改良普及員は読みとった。農業技術の講習であるが生活改良普及員は農業改良普及員と同席し、生れたばかりのグループの実態、意欲と農業のかゝわりの多少、家庭の中の位置づけを知ることに集中した。

主催した3人の女性の意向は、農業技術と食べものの2本柱で1カ年間学習したいとのことであつた。

農業改良普及員に青空教室をはじめ水稲の栽培のポイントを学習することになった。

食生活については、料理講習を中心とするがその方法については案を2~3あげて、グループ員から選ぶ事にした。

案1は生活改良普及員が献立をたて、材料をグループ員が準備して、全員で実習し、試食して検討、生活改良普及員がコメントする。

案2は生活改良普及員が献立を作り、代表者が調理実習を行なって、試食、普及員のコメントしておわる。

案3はグループ員が順次2人組んで、副食2種を共同で調理してグループ員参加者全員試食し、作り方、キーポイントを説明の後討議に入り、最後に生活改良普及員がコメントする。

以上の3案から選択したのは案3であつた。理由は、毎日の副食の種類が最も知りたい。そのおかげに何を足したら食べ方として好ましいかを知りたい。あまり金のかゝらないこともよい等々であつた。

普及員としては何がどんな調理方法でできあがってくるか不明で当初は不安であつたがあまり肩ひじを張るより皆で考えたり、工夫する司会者でありたいと考えた。

そうして年間計画のおゝよそがグループ員の手で出来あがつた。

責任を持ってグループの計画をこなすための苦労や楽しみを体験することでグループ運営は大過なくすゝんでいった。

食生活の技術交換はグループ員が調理にかゝる情報を集めるため読書をするようになつ

た。ちなみに食生活改善移動展示会を県内3ヵ所で実施した際、改良普及員の援助がなくても料理出品、体験文の投稿も他地域の農村女性と比して遜色ない状況であった。日常活動が自主的に進んでいた結果と判断できた。

(iii) 稲作試験地視察

いままで婦人会の視察は事務局（市町村の教育委員会）まかせで幹部は事務局の云いなりかもしくは自分はお客の地位で当然というのがならわしであった。一方グループでは視察のねらいがはっきりしており、稲の出来具合、そして施肥、手入れを見たり、担当者から説明を聞き質問をする。そのためのバスの運賃、プログラム作り、バス教室の運営と1人1役をわりあて、この視察を自分たちで計画、実施、反省、評価を行うことができた。現地での視察では目的に沿って、水稲の作業暦を中心に栽培のキーポイントをきき、試験地の稲作を目で確かめることであった。実施後の反省としては、地力を作ることが最も重要で、苗半作といわれ、育苗のポイント等今までになく質問ができたこと等であった。実際自分の家の水稲と比較しながら質問できること。今後の水管理に役立つ視察であったと評価した。集落の評価も「女たちはいい事をしている」といわれた。

(iv) 家計、農業の記帳

昭和30年代に入ると経営者は他産業（町内陶磁器工場）に就業し、農業の担い手は女性に否応なく移行しはじめた。兼業化は逆に女性が農村を作る結果になりはじめたのは確かであった。

記帳は役立つものでなければ続かない。他産業に就業する夫は、農業収入以外の所得者であり、家計や農業で何が必要なのか女性が女性たちの中で話題になってきた。作業日誌、家計簿、なんでもいい、記録のおかげで助かった、記録が役立つという体験をさせたい。これが生活改良普及員の願いであった。

集会の時、自分の生活を記録をして、数字なり文章でとらえるように示唆した。

その際、次の4点を留意点としてあげた。

- ・グループで記録そのものを公開しないようにする。
- ・無理なく記録するには家計全部を費目別に記入出来ればそれも可、できなければ1つか、2つの費目のみ、あとはまとめてもよい。あくまで使える役立つ記録とする。
- ・いずれにしても役立つ記録とは継続することが必要。
- ・家族との葛藤の原因にならないよう家族によく理解してもらうこと。

あくまでも個人の家族を含めてのことでありグループ活動には最少の関係を保ちながら、援助してゆくことを考えた。

グループ活動としては、年間計画を優先した。共同学習には、専ら、郷土食の見直しと農産加工がメイン・テーマとなって進められた。記録の習慣は、農産加工の実習をして直ちにその漬こみタルに内容を記録し張りつけるとか、活動記録のグループ手帳などによって訓練した。そんな訓練から、町役場から借り出したガリ板を使い年間活動の記録とグ

グループ員の提案、俳句、短歌等が集められ「文集」作りが行なわれるようになり、約10カ年つづいた。

家計簿記帳体験記（貯蓄増強推進委員会）に応募したグループ員18人のうち第1席から6席までが当グループ員であった。記帳の訓練をとおして、成人生涯教育の効果をあげるにはあくまで、おしつけず、相手を信じ、相談内容に最も合った示唆をすることであり、これによって幅広い行動活力が育ってゆくと確信することができた。

（v）グループの発展段階と対応

家計の収入が兼業と農業によって複雑になり、それによって支出も自給から購入に変わってゆく食費、また米、副食材料等の自家生産物も金銭に見積って記入されるようになった。また家族内の葛藤を心配したが、現金の収支や、自給食品代の見積りなどが明らかになることによって、両親や子供たちが積極的に、記帳に協力するようになったときいて、普及員としては収支を家族が知ることで協力的な家庭運営ができることを知った。さまざまな発展経過をみたが普通で平凡だが堅実な農家生活が理想だと信じるようになった。

その後或主婦はこう説明した。姑さんの小遣いをいつも気にしている。「この額でいいだろうか、足りないだろうか」とは思ったもののそれを渡す時もきまっていない。そこで現在1ヵ月平均500円（昭和33年）出していたところから100円あげて、600円毎月必ず1日に「今月もよろしくたのみます」といって渡すことにした。姑もまた計画がたてられ、気分も良いことがわかりあえたと同時に自分の老人になったときの金銭に対する家族間のつながり、平和を考えると、家のものの中に自分の自由になるお金を考えておくことが、家族関係を平和に過ごす重大な問題点だと自覚したといっている。

3) 商品生産時代の農村女性

(1) 新しい酪農経営に参画した女性たち

(i) 経営の一大転換に不安な女性たち

昭和30年代、農政は選択的拡大、規模拡大と専門化が進められる中で新しく経営の柱を酪農に選択した酪農組合員たちがあった。

女性が最も不安であったのは、低利の政府資金の融資を受けての出発であった。万一乳牛が事故にあえば借金だけ残る。殆ど借金は罪悪と考える女性たちは不安一杯の中ではじめて経営に参画する。そして、自分たちも酪農を知って、頑張るしかないと決心したのであった。真剣にならざるを得ない女性たちは、あらゆる機会に夫と共に経営を支えなければとグループ活動を中心に夫と同等の知識や技術をどん欲に学習した。

同じペースで夫婦の共同学習がはじまったのであった。

酪農経営のうち飼料対策の良否が即乳牛の健康、乳量、個体事故に影響するから、飼料の作付計画、飼料給餌等、はじめてのことばかりであった。

この状況の中で、農業改良普及員と生活改良普及員は重点濃密指導対象をこのグループ

とした。むろん、町の農政振興の最重点対象であった。

そこで実情把握を農業経営面は農業改良普及員が、生活改善面は生活改良普及員が分担して行った。その結果について同じ土俵で同じ視点で同じ認識を確認した。

耕地面積、その分布状況、牛舎の平面図とその問題点、飼料増産計画と労働量、所持する農機具等、とあわせて、家族と家族の学習態度、集落の中の信用度、酪農に対する積極性や消極性、技術の程度、酪農に対する投資姿勢等がその実状把握の事項であった。

いつも酪農家個々の特徴とか、記帳能力とか、融資の種類と経営のバランスとかが、普及員同志の連携事項であった。

またその把握が的確でなければ適切な示唆は不可能である。生活改良普及員と農業改良普及員の共同作戦が必要であった。

(ii) 牛舎の給水改善

過去に和牛を役牛として飼育した経験はあったものの、全く目的も種類も違う乳牛を10頭程飼いはじめた頃であった。給水はバケツに入れリヤカーで運ぶという給水状況を見て、対策を考えた。何故リヤカーで運ぶかときいたところ、「見学した先進農家のように改善すると思うが、今は金がない」といわれた。あまり金のかからない方法もありそうだと考え、農業改良普及員に山間地の落差でビニール管をひくことで可能でないかと討議した。加えて乳牛に多くの飲料水の必要と給水の方法についての展示農家としてこの家に簡易給水設置を行った。

農業改良普及員の行う講習会、視察については婦人部の出席と必ず生活改良普及員も同時に酪農学習に参加した。婦人部の個々の意欲、体力、家庭の実力、特技等を知るには絶好の機会であった。

新しい経営の発展にける意気ごみは時々圧倒されそうになった。

(iii) サイロ詰め共同作業

何とか自給飼料の増産をしたい。飼料作物の栽培は不可欠の事項である。そしてサイロへの詰込み作業は共同作業となる。大型カッターによる裁断、トラクターによる運搬、サイロ詰めと2-3戸共同作業で行なったが、その成果は質の高い労働力と大型機械化による労働軽減であった。

女性たちに労働軽減のたのしみを尋ねたところ意外な答がかえってきた。「1つだけ気づかれることがあり、これがなくなれば大助かりだ」というのだった。男性といっしょの農作業の他に、この共同作業の茶と昼食の世話を女性がやらなければならなかった。

案を提案した。業者に契約して、お茶菓子と昼食を依頼することで話し合いがまとまった。お茶菓子4スタイル、昼食4スタイルの献立を示して業者と話し合った。

そのことで共同参加者全員が休憩を同時に取れるようになり、休憩時間が情報交換の場ともなった。

(iv) 冬期間の酪農研修会

毎年冬期間は必ず集落毎（約10戸内外）に、その地区の酪農家全員の参加による牛舎訪問、その後、経営、飼養管理、乳価と出荷状況、育成牛と搾乳牛の飼養上の留意点等の検討会を実施した。参加メンバーは、町役場担当者、農協担当者、県事務所畜産課職員、家畜衛生保健所職員に農業・生活改良普及員であった。夫婦で出席し、全体の情勢、乳価、出荷時の注意事項、融資の返済計画等、大方5時間程の時間をかけて行なった。

酪農家の率直な質問にも人数が少ないので十分やりとりができて、酪農家にも好評であった。生活改良普及員はこの機会を指導の方向や指導内容を知る機会と位置づけで参加していた。

新しい酪農経営は女性にとっても酪農経営者としての地位を確保するまでに成長した。

(v) 酪農婦人部リーダー研修

普及所4人の生活改良普及員によって、援助の関係をもった酪農婦人部リーダーを対象に通信教育のスクールの研修会を1泊2日で約10年間実施した。

目的は経営の体験交換、労働改善の事例紹介であり、当時は農村女性の1泊研修は珍しく、定期に開催されるこの研修は多くの酪農家の女性のたのしみになってきていた。

食生活に関する体験研修では、バランスのとれた食生活を1つの実施事例として、生活改良普及員の調理による量、質、価格（農業者の平均食費）ともにバランスのとれた食事をたべる体験コースを行った。

最も好評であったものは、たとえば機具の工夫に関し「牛糞かきの柄の長さはこれが良かった」とか搾乳の腰かけの改善とか、又、保存食のつくり方と保存のし方等々に関する体験交換であった。

(vi) 農業改良普及員のたしかな情報

酪農振興の県単事業に預託牛制度が出来た。内容は育成牛1頭を農家に預け、その後その牛から、1頭を返還するといった制度であった。一見極めて良いアイデアとしては受け入れられた。ところが、導入以前に予算化された単価では北海道では購入できないまでに価格が高騰していた。したがって、結果的には予定していた程高能力の仔牛の導入ができなかった。

農業改良普及員は酪農家全員の酪農の技術、経営のレベル、家族の意欲、労働状況、牛舎環境をチェックした手帖から1頭の預託牛を導入した農家の経営を分析するとその預託牛の存在がその農家の経営を圧迫していることが確認できた。県農政部長の来町の際、その実状を数的に、具体的に説明した。県農政部長は早急に予算アップを行ない酪農振興に寄与できるよう制度の力を発揮させることができた。

農業改良普及員の適格な実情把握とともに仔牛の導入とその経過をそれぞれ把握されていたからさすがその資料をだされれば農政部長も納得せざるを得なかった。

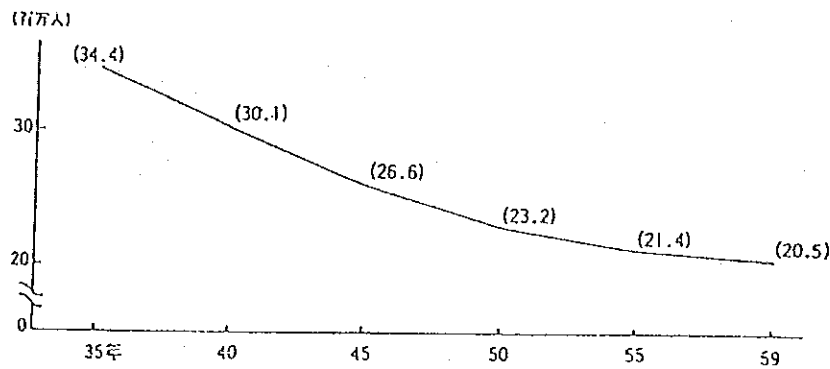


図2 農家人口の推移

備考：農林水産省「農林業センサス」、「農業調査」による。

(2) 専業農家と兼業農家の階層分化

昭和36年、農業基本法が制定され、選択的拡大の方向で規模拡大を行なって大型農家が生まれ出した。農業の拡大か兼業かの選択の時代でもあった。

工業の急速の発展に伴って若い労働力の都市流出と男性の就農から他産業就業に傾斜する時代でもあった。

戦後の食料不足の体験者には、飯米だけは自家生産という感覚があり、同時に農地の耕作権の強さなどの経験から、耕地を資産と考え、水稲作は資産管理とみる傾向もあった。農業労働も水稲作に関しては、機械化体系が樹立されており重労働は機械にまかされる時代となっていた。

(i) 専業農家と女性の活動

先きに述べたように酪農家の女性のように専作拡大農業の経営者は夫婦ともども経営に真剣にとりくむとともに経理は殆ど女性が受け持っていた。農業の新しい技術、知識の修得は不可欠であった。

今までの集落単位の交際がだんだんうすくなり、同種目農業経営同志の交流が生まれやすくなった。町村はもとより県をこえての交流がみられるようになり交通の便が車中心の社会になっては、距離に関係なく交流は同種目農業経営同志でつながるケースが増えた。したがって、女性の友人関係も、地縁的つながりより職業的つながりを重視し、経営にかかる情報の交換は広がっていった。専業農家の女性の方が車のライセンスを早くとっているのも経営者として車の運転は欠くことの出来ない条件であったと考えられた。女性の積極性、進取性、好奇心等、は専作規模拡大の農業経営を担う女性の方が高いとみられた。何故ならば事例に乏しく、自からが開拓しなければ手本のない経営をはじめたためでもあった。

(ii) 兼業農家と女性の活動

大方の兼業農家は水稲作のみの経営であった。農機具、農薬等によって最も機械化され

た稲作は労働そのものも大きく省力され、男性の殆どが他産業に就業するようになり日常の肥培管理は女性の仕事として成り立つだけの稲作の知識、技術を修得するまでに変化していた。「稲作暦」を活用し、農作業メモ等の情報にも女性の方がす早く反応を示すようになった。男性から女性に稲作の主権が移動し、作業も女性のたてた計画にそって行われるようになった。

兼業安定農家といわれた時代に入った。

(iii) 「むら」の機能がうすくなる

昭和30年後半に入ると「むら」人口の減少、特に農業従事者の人口が移動、農産物の変化すなわち専作化等によって、運命共同体としての利害関係も一致した「むら」機能も必要でなくなって来た。

「むら」の中に存在した共同作業、道普請、川普請、共同山林の手入れ、祭り等の参加態度は極端に義務的に変化し、ついには金銭で代替し参加拒否に至る事も珍しくなくなった。

自分の暮らし以外の例えば道路管理、河川管理は、行政が行うべきであるというように意識が変化し昔の「むら」機能は衰退をみるに至った。

(3) 労働力の減少と高齢化

労働力の工業への集中、企業の地方進出等農業従事者の高齢化は農村の振興をさまたげる要因となった。

農業生産の低下はまぬがれない状態となっていた。

農産物の商品化時代は良質な生産物の安定供給が約束されなければならない。いわゆる消費者のニーズにあわせて、安全でかつ新鮮な農産物がある程度まとめて出荷しなければ産地間競争に打ち勝つことはできないという宿命を担う時代でもあった。

自給主体から生産形態も労働力の効率も共同化もすべて従来になかった型式、考え方が必要になってきた。労働力の確保と販売方式の革命ともいえる形態変化の必要にせまられていった。

その事例として、標高 900mに点在する岐阜県吉城郡神岡町の山の村に新しく生まれた夏どりほうれん草の産地づくりと労働改善についてのべたい。

夏期冷涼な気候を利用するハウス栽培である。この集落は県内でも高齢化の高い地域であった。約1/3 は他産業就労者で通勤、1/3 は和牛の多頭飼育農家、1/3 は夏どりほうれん草と大根生産者であった。

労働は、まずまずまかなえろと考えたが見通しが甘かった。ほうれん草の出荷調製の作業は機械化が困難で、この労働力不足でその対策が大問題であった。この生産者の3人の女性の案で在村の高齢者に委託したらどうかということになった。

この仕事は長時間の軽労働で極めて根気のいる労働で高齢者に適していると考えられた。一昔前まではそれなりに高齢者の農作業があったものの、基盤整備による田畑の大型機械

利用は高齢者を家にとじこめる結果になっていた。共同作業場を3か所作り、高齢者を車で運び、出来高で労賃を支払うこととした。農協では、目揃合の主役はそれら的高齢者と位置づけた。弁当による会食と選別のし方と各クラス別の長さ、重さ等をよくわかる様に説明した。作業が始まって高齢者が生き生きして仕事に参加されるのを3人の女性はこの様に分析していた。話相手がいること。この仕事が新しいほうれん草づくりに重要な仕事であること、すなわち大いにたよりにされているという自負があること。山の中で多くの家族の中で暮らした若い時代と家に仕事なしで1日を送るわびしさからアテにされる仕事に従事出来るといった精神衛生上極めて良好な影響を与えていったと評価している。

当初男性はその体力と理解力に不安を示したが3人に女性の見通し以上に効果があり、この生産過程で欠くことの出来ない労働力の活用となった。むろんここに至るまでには細やかな気配りをした3人の女性のカゲの力はみのがせない。農業が機械化され労働は改善されたがそれは重労働が改善された事であって、野菜栽培の農作業の多くは軽労働、長時間のものが数多く残されている。トマトの芽かき、菊の芽かき、ほうれん草の出荷調製等決してかるんじられる労働ではない。3人の女性が、調製作業場に座布団、前かけ、便所設置等作業場の環境の改善に努力したことが、高齢者活用の大きな成功要因であったことは見逃されるべきではない。

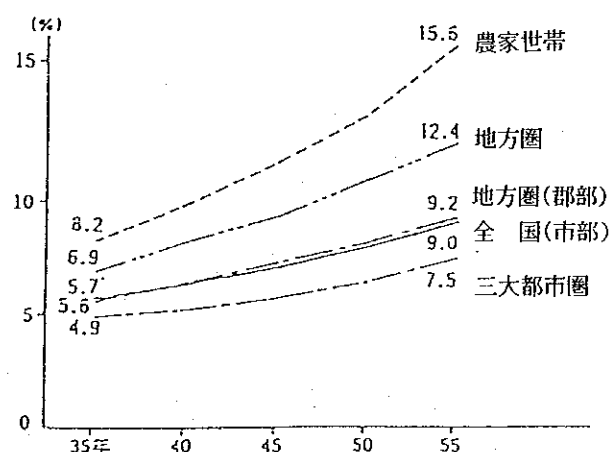


図3 高齢者(65歳以上)人口比率の推移

備考：農林水産省「農業センサス」、総理府「国勢調査」による。

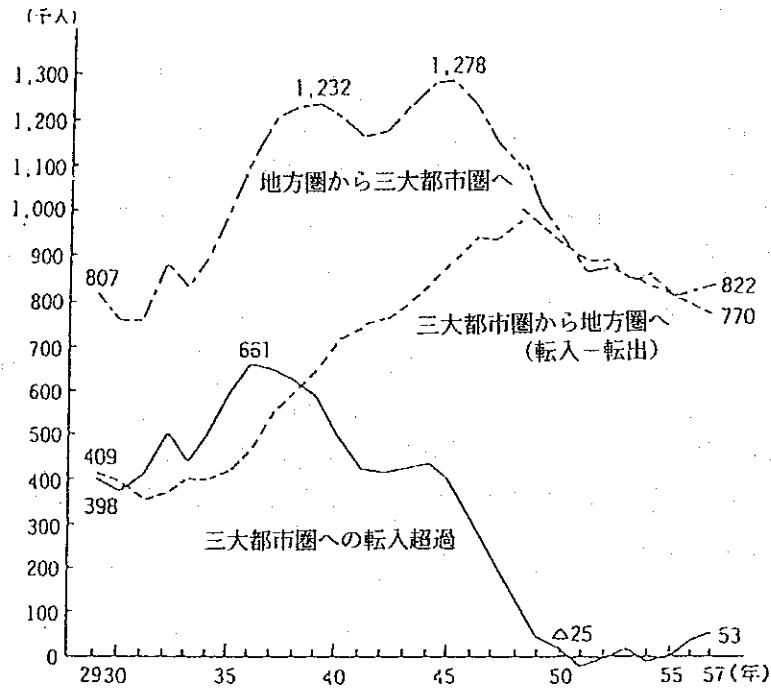


図4 三大都市圏・地方圏別転出入口の推移

備考：(1) 総理府統計局「住民基本台帳人口移動報告年報による。

(2) 三大都市圏とは埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、三重、京都、大阪、兵庫の各都道府県をいう。

(3) 沖縄県は含まない。

(4) 農業生産から加工販売

岐阜の山間地では耕地もわずかで山林作業と水稻、養蚕、茶等があるが主たる収入は山林作業と木材である。若者は他産業に就業するか、または、都市に住むといった状態の中で、養蚕と水稻以外の収入はなく何か現金収入を得たいという女性の声をまとめあげたのは永年小学校に勤務し、同じ集落に住む退職後の女性であった。身近に生産される「しそ」の実を漬物にして売出してみたらという結論に達した。

何の漬物にするか、比較的生産しやすいもので味付も、保存の容易なもの、女性の持っている技術でできるものなど条件をふりかえり「しその実」の漬物ときまるまで話合いをかさねた。「しそ」実は漬物にするためには、適期に採集するということが極めて重要なポイントである。肥料とか土地によって、実の熟度が同日は種してもさまざまであることを調査から知って、集落のは場別に採取日を決めて行うことにした。1人では出来ないが何か現金収入のある仕事をしたいという気持ちをまとめながら、3年間の試験期間をおいてはじめた。9月の収穫、洗浄、荒漬は出来るだけ新鮮なうちに荒漬を行なって、冬期間（およそ11月中旬～3月半の4か月）に荒漬のものを本漬けにし、それを計量、包装を行

い、農協、集落の食品店3店においてもらった。当初は他出した親戚とか友人への贈答が最も多かった。本漬の計量、味付の調合等は基本的な事柄で、正確に計量する事を申し合わせた。初年度は荒漬を4斗たる2本だったという。細かくしてたるに詰めないと置き場所に困るほど大量であった。本漬は注文にそって月2回程度、脱水機はじめ、器具、はかり、商標等の整備、加工場の改造等収入より支出の多い初年度にようやく終わった。その時、漬物のむつかしさも面白さも理解したグループ員、細かに記入した作業日誌から反省した漬物作業に出荷と材料の生産量等の計算の仕方と、この運営も漬物の渡し方と同じむつかしさを体験した。集会所の一部を改善し、必要な器材の整備、貯蔵場、作業場整備に女性のリーダーと協力するクラブ員の自主性が基礎となって15年間続いた。その収益は台所改善にあてられたり、子供部屋の改造等に使われた。その後グループは解散した。何故このグループが解散してしまったかを述べたい。第1はグループ員の高齢化により作業ができにくくなったこと。第2は、当初はこの地域に全くみなかったので販売は順調にのびたが15年たつと類似した漬物がのきなみ売れるようになった。第3は漬物自体消費量が下がりだしたことであるときいた。ファーストフードが出まわるようになり、食型も嗜好も変化したことがグループの解散につながったともいえる。集落内では惜しむ声もあったが若い層で伝承する程の魅力はなかったようである。

農業生産も商品化を考えるとその販売の困難さが問題となるケースが多い。

但し、この「しその実」の活動がやがて、同町内のトマト婦人部の農家加工トマトジュースが販売までに発展し、トマト栽培農業者の加工工場の創立時に役立った。農村の活性化と生産物に付加価値をつける「むらおこし」に役立っている。

現在各地の農村対策の1つとして農家加工にとりくみ、オリジナルな「ふるさとの味」を創り出している女性の力は大きい。

(5) 混在社会に変化した集落で活動した女性たち

人口の都市への流出をみた日本においては都市周辺ではまさに植民地的様相を呈している。

旧住民と新住民との生活意識の違い。生活様式の違い等は交流できないままにそれぞれの暮らしを守っている感が多い。そのような状態の中で生活改善グループの活動によって新住民と交流の輪をひろげていった住民交流をのべたい。当時生活改善グループの活動の1つとして無人市を行っていた。それを朝市にきりかえた。新住民の若い女性たちに新鮮な野菜とその調理方法のキーポイントをそえたリーフレットを配ったり、行事食を試食させたり、時にはデモンストレーションを組み入れ無人市から、交流のできる朝市に変更した。

この交流の機会に新旧住民のそれぞれの希望や願いを交換する場を作った。

旧住民からは、水田に危険なガラスその他のものを放棄しないでほしい。また集落の年中行事に出来るだけ参加して欲しいなど、新住民の希望は、農薬を使わない野菜が欲しいとか、新鮮の卵が欲しいとか、また気づかなかった生活排水のたれ流を今後改善するから今までのことは許してほしいとか、調理の講習会がそのまま交流の場が変わってゆくこと

もしばしばあった。旧住民1に対して10の新住民で出身県も日本全国にまたがっている。

そのうち農家出身者は多く、その中からパートで農作業に参加できたら有り難いという声もでて来て以来人手不足も解消できて来た。

市、集落の協同事業や行事の参加率も高くなり市当局や、小学校から交流会の成果を評価されている。

要するにどちらからでも何等かの行動をおこすことで誤解や不審な事はお互い理解しあえる事である。その第1歩の機会を工夫すれば集落の生活も豊かになる。急速な人口増大はその人たちの生活のひずみは新旧問わずおきやすい。非常に身近な問題をふまえて、交流システムをグループで作った事例である。

新旧住民のトラブルはよくきこえてくるがこのような活動はお互いに必要であったとグループ員は自己評価している。

(6) 農家住宅改善と女性の学習

農家住宅は生産の場として利用されることもあって広い。特に客間と玄関が広く作られている。すなわち、家族生活より、客優先、生産優先の住生活であった。昭和40年に住宅改善資金の融資制度が始まった。農村に若者を定着させたい意向も両親にたかく、1つの政策として打ち出された。

生活改良普及員が効果のあがる対応を工夫した事例をあげたい。

農家住宅は開放的だといわれているがそれはいいかえれば個人生活は皆無に等しい。

そこで住生活の実態調査について次の方法を取りあげた、担当地区を1/4 づつ4年計画をたて、融資のあるなしを発表せず、農家生活で最も時代にそぐわない実状をアンケートした。当時の結婚適齢期の青年の在宅者を持つ家庭を意識して集落毎に行なった。

アンケートの内容は母親の結婚当時の寝室状況であった。要するに夫婦生活のプライバシーはどんな守られ方をしていたかを調査した。

- 寝室のさかいは何であったか。
- 隣室は空部屋か誰かの寝室か
- 広さと照明
- 便所は外か中か

この結果を集計したところ寝室のさかいは殆どが2～3方は障子よいところで板戸、壁は1方の1/2 であった。その結果を発表する機会に農村医学会の医師から「好ましい寝室と農家住宅改善」について講演を依頼し、結果に対するコメントを行なってもらった。

これは当初生活改良普及員の考えた以上農家の主婦に大きなショックを与えた。

寝室にかかるテーマは大ぴらにする事すら出来なかった時代にすごした若い嫁の座は、妻や女性の座よりはるかに重要で且つかくされた部分ばかりであった事に気づいた。

プライバシーを守る工夫は最も重要なテーマであることを動機づける手順としては見事

であった。

これは非常に効果があがり改善資金の利活用率を高くした。

4) まとめ

以上戦後1945年以降、農村女性が荒廃おびただしい世相の中から、さまざまな体験をとおして生き抜いてきた事実に言及してきた。女性が学習をはじめた動機、その努力した経過、それ等をつみあげた力は大きく評価されている。

「ものいわぬ嫁」の座から、意見をもち、行動をおこし、まわりの人達と手を組んで同じ方向に協力する知恵を産みだす力があつた。

民主的な集落の運営や農業技術研修を積極的に開催できる自主性が、農村女性の生活態度を自立させたと考える。農村の因習の中から継承すべき「もの」を選択し、加えて、新しい、生活様式を創造する女性の活動を期待するとともに、その力を内に秘めた女性の能力を信じるものである。一人では困難な事項もお互いの力を集め切磋琢磨し、意志をはっきり持ち、行動を続ける事を切に願うものである。

最後に、日本の生活改善普及事業の経験を発展途上国に置き換える際の留意点を挙げておこう。

(1) 実状把握は普及活動の原点

実状は刻々と変化する。その農村、農家、農業者の実状を把握するのは極めて困難である。それだけに可能な限り努力することを肝に銘じてほしい。

ふりかえって、好ましくない活動結果が生じた場合には、普及員が細かな具体的な実状を把握していないことが多い。そのことから益々この実情把握の必要性に自信を持つようになった。この実情を総合的に見ること。住民の要求する事項、不安な材料、実現の可能、不可能、遠い将来に実現できそうな事項を調べ、それ等に対する市、町、村の行政の方向、農協等の経済活動の方向と構想に照合することも必要である。

おそらく全く方向の違う事項や、似た方向、その時点では順序不動なさまざまな実態があがってくるが、情報は多いほどよいと考えられる。その上で、公共性のある統計的資料と把握した各種の実状資料をあわせながら、市、町、村の振興構想の中に普及を位置づけて課題を選択して活動を決定する。実状把握は、課題解決の重要な裏づけであり活動の評価の基礎項目ともなる。

(2) 普及教育はお互いの切磋琢磨

成人を相手に仕事をする者としては、相手の立場と力を信じて常に相手に学ぶ態度を忘れてはならない。特に長い歴史の中に生きてきた集落の人たちとは「教うるは学ぶが半ば」のことわざを座右の銘としたい。

特におしつけない。後からついてゆく。世話を仕過ぎない。大方過保護の場合が多くあ

る。あせらない、あせればあせるほど成果は逃げてゆく。歩巾は相手にあわせて進む。そうしていると相手がここで1寸ばかり走りたい時期が向こうからくる。その時こそテーマについて、具体的示唆を出す機会である。必ず抵抗されずにスナリ入りこむ余裕ある討議が発展する。要は大人同志の発見や組立を容易にする。そうすれば課題解決のルールは敷かれたと理解してよい。

(3) 仕事はまわりの人を助けたり、助けられたり

1人の活動の量は大したことはできない。だから協力者をまきこむことにより自分の活動もダイナミックに展開することができる。

協力者とくむことで相手にもメリットがなければはじめからあきらめること。その協力者のメリットと自分のメリットを充分自分自身の中で整理しておく。ただし、その地域の発展向上を仕事の本すじにもつ人達と協力体制をとるのであるから目標が同じで登る道が同じだったり、違ったりする場合がある。お互いの登る坂道の情報の交換が最高の協力と理解している。

したがって、具体的な活動計画を提示しあう事である、単なる友情とか、協力を単にあげる事だけは禁止すべきと考える。

(4) 生かす生活技術、伸ばす普及技術

生活技術とは衣・食・住について最も好ましいものにする方法である。家庭管理を含め総合的に駆使できる力こそ生活技術の高さをあらわしていると言える。

家政一般にあげられるそれぞれの領域の項目をできるだけ細かくあげ、生活技術の細目と考えるべきである。日常生活の中では経験や学習によって身につけた生活技術に新しい機器や環境に対応する新しい生活技術がたえず加えられている。

生活改善を進めるための重要な道具と、その適切な運用が、時代とともに変化・発展させられていかねばならない。

参考文献

「協同農業普及事業旧法令通達集（昭和23年から）」

発行 協同農業普及事業20周年記念会

「協同農業普及事業関係法令通達集 昭和47年度」

編集発行 社団法人全国農業改良普及協会

「よりよいくらしの原点を求めて」

農家農村生活便覧

編集 農家農村生活問題研究会

編集協力 農林水産省農蚕園芸局生活改善課

Ⅲ. 先進国及び国際機関による女性を対象とした農業・農村生活改善技術協力

1. アメリカ合衆国

1) WIDに関する活動状況

米国では1961年に制定された対外援助法第113条が1973年に改定され、米国が実施する二国間援助には女性の地位向上ならびに開発効果を促進するために女性への配慮が組み込まなければならないという条項（パーシー・アmendメント）が採択された。以後、この改正を受け、開発の全ての指針、プログラム、プロジェクトの全ての段階で社会的男女の性差（ジェンダー）に対する配慮をすることが義務付けられた。

二国間援助は米国開発援助庁（USAID：以降AIDと略）の主管であるが、上記の条項を実施するため1974年、企画政策調整局にWID室が設置された。WID室の主な役割は、AID全体の政策やプロジェクトに女性への配慮がされているかを審査、調整、モニターすること、必要に応じて調査団にWID専門家を派遣したり、本部及び在外事務所の職員にWID研修を行うことなどである。

米国のWID政策の基本概念は、途上国の経済開発のためには女性への配慮及び女性の積極的参加が不可欠であり、そのためには女性が持つ潜在能力を高め、女性が参加するために障害となっている制約条件を取りはずすことが重要である、というものである。このような観点からAIDでは特に女性と農業、雇用及び収入向上、教育・訓練、エネルギーと天然資源、水・健康・衛生の5分野を重点的に支援している。これらはまたAID全体の援助の重点課題である雇用促進、飢餓、健康、教育、人口などに沿ったものである。

AIDでは近年、「女性への配慮」「女性の参加」などという言葉の代わりにジェンダーという言葉を用いることが多い。これは、女性への配慮が必要ないということではなく、女性ばかりに注目した結果、逆に女性が果たす相対的な役割や責任などが見えにくくなってしまったという反省があり、男女の相対的な状況を客観的にプロジェクトに反映するために導入した概念である。

「国連婦人の十年」の最終年にあたる1985年、ナイロビで世界婦人会議が開催されたが、AIDではこれに先立ち1973-1985年に実施したプロジェクトのWID評価を行った。評価の方法は、女性というキーワードで抽出した416件のプロジェクトから無作為に98件を選び、それらを上記の女性に関連した5分野に分類して分析し、文献調査と現地調査を行った。評価の主な目的は、ジェンダーの変数（variables）を導入することがプロジェクトの短期および長期的目標の達成にどのような影響を与えるかを明確にし、プロジェクトの実際の経験から将来の教訓を引き出すことであった。

評価を行うに当たりWID関連プロジェクトは以下の3つのタイプに分類された。

(1) 女性を対象としたプロジェクト（women-only project）

(2) 女性のニーズや視点を一部に組み込んだプロジェクト (women's component project)

(3) 女性がプロジェクトから便益を受けたり、積極的に参加することを困難にしている障害を取り除き、女性がプロジェクトの資源や訓練の機会を十分享受することができるプロジェクト (women-integrated project)

(1) のタイプは、通常、特定地域の特定の女性グループを対象として実施されるプロジェクトである。男女が一緒に参加することができないような文化的・社会的制約がある場合には一定の効果が認められるものの、プロジェクトは小規模で、人手がかかる割合に効果が薄いという批判が出ている。また、女性が開発の主流的活動 (メインストリーム) から隔離され周辺的存在であり続けるので、開発の大きな便益を受けにくい。

(2) のタイプは (1) より大規模な開発プロジェクトの一部に女性への配慮があるというものである。女性が訓練の一部に参加したり、生産活動の一部分を担ったりするものである。これは (1) より女性への便益が大きいと考えられている。しかし、このタイプは、ややもすると女性の家庭内労働や、従来の伝統的役割を安易に強化するために利用されてしまい、女性が真に便益を享受することには繋がらないこともある。

最も理想的だと考えられているものは (3) のタイプで、ジェンダーに対する配慮が適正に行われ、ジェンダーの視点から女性がプロジェクトに十分参加でき、便益を受けられるように立案、形成、実施が行われているものである。

評価対象となった98件のプロジェクトのうち、18%は (1) のタイプ、82%は (2) もしくは (3) のタイプであった。AIDが行ったこの評価の結論は、プロジェクトの対象地域において女性が果たしている役割や責任を十分配慮した場合は、そうでない場合よりもプロジェクト全体の短期的目標および長期的展望にたった社会的・経済的目標を達成し易いというものであった。

以下、AIDが実施してきた農業分野のプロジェクト事例に沿って、ジェンダーの視点の導入がプロジェクトの目標達成にどのような影響を及ぼしたかを検討したい。

2) 女性と農業プロジェクト

AIDは農業分野における援助を重要項目の一つとしており、農業分野においてジェンダーの視点を導入することの意義を重視している。世界の農業労働人口に占める女性の割合は、サハラ以南アフリカでは46%、アジアでは45%、カリブ地域では40%、北アフリカ及び中近東では31%となっている。女性が携わっている生産活動は地域や社会により様々であり、女性の農業に果たす役割も年齢、婚姻、夫が家にいるか、出稼ぎなどで不在であるかなどにより異なる。従って、農業プロジェクトを実施する場合には、プロジェクトの対象者および参加者のジェンダー役割および関係を十分調査しプロジェクトの計画や実施に反映させることが不可欠である。AIDではジェンダー役割および関係を農業プロジェクトに反映させるには、以下の5項目に留意する必要があるとしている。

- (1) 農業の生産性を高めるためには、普及サービスや土地所有権などを女性が取得しやすくなる方法を考察することが重要である。(例えば、女性の普及員を増やせば女性に対して普及サービスが到達すると考えるのは安易で、普及の直接の対象が女性であることを支援するような方策や手段が必要である。)
- (2) 農業の生産性を高めるためには、男性の出稼ぎ(そのような場合には男性は圃場準備などに参加できない)、女性の労働負荷(プロジェクトにより更に重労働を課してはならない)、プロジェクト実施の時期(農繁期か農閑期か)、家事労働(家事労働を軽減することは重要であるが、節約された時間を有効な経済活動に使う方法も考慮されるべき)などに配慮しなければならない。
- (3) 多くの途上国は外貨不足に悩んでおり、食糧輸入の量を減らす方策として農産物の多様化を進めている。しかし、大多数の男性はすでに特定の作物の生産に携わっており、多様化を担うのは女性である。従って、農産物の多様化を目指す場合には女性の役割に注目する必要がある。
- (4) 女性にインセンティブを与えることは農業生産を高める要因として非常に重要である。
- (5) 農村地域の貧困層に対する技術移転プロジェクトでは、女性が大きな役割を果たす。

(1)の事例としては、AIDがケニア西部で実施したヤギの飼育プロジェクトがある。その地域ではヤギ飼育女性組織がすでに活動していたので、女性を対象に飼育経営の訓練をする計画だった。女性たちは訓練終了後、それぞれがヤギを家に持ち帰り飼育して収入を得るはずだった。ところが、その地域では賃金労働は男性の領域であるという概念が強く、訓練には主に男性が参加した。また女性がヤギを家に持ち帰っても、それは男性の所有物となったが、女性がヤギの世話をし続けた。また、ヤギから得た収入も男性の所有となり、プロジェクトの期待に反し必ずしも家族の生活向上には繋がらなかった。女性はプロジェクトを担当していたその地方の文部省の役人に対する気がねから、プロジェクトに参加し続けたに過ぎなかった。

一方、同地域で実施した小規模共同研究支援プロジェクトでは、男女を平等に扱ったため成功を納めた。男女双方にヤギの飼育、経営、病気への対処、飼料の生産、ミルクとチーズの生産などに関する訓練を行った。農民(男女)は研究センターで訓練を受けると同時に自分たちの農作業の方法をプロジェクト担当者知らせた。また調査員はいくつかの地域に住み込み、毎日農民(男女)と連絡を取り、その家族とも親しくなった。従って、農民(男)が自分たちが家畜の世話をしていると主張しても、調査員は実際にはそうでないことも察知できるようになり、プロジェクトのインプットや訓練の機会を適正な農民(男女)に与えることができた。ヤギとその乳製品に対する需要は次第に高まり、プロジェクトは非常に成功した。このプロジェクトでは、ヤギの飼育に実際に携わる者を男女の別なく訓練したこと、及び、農学者、農村社会学者、農業経済学者、畜産専門家など、プロジェクトの段階に応じて全て女性専門家を派遣したことが男女の平等参加に大きく貢献したと考えられている。

(2) の事例としては、AIDが援助したケニアの乾燥及び半乾燥地帯プロジェクトがある。これは、農業生産を向上させるために水の確保を目的としたものである。事前社会調査の結果では、その地域の男性はほとんどが出稼ぎで不在であるため女性が主な農業の担い手であり、テラスと集水溝の造成には、村の女性グループの労働力に頼らざるをえないという事実が判明した。しかし、女性は農繁期は忙しいのでその間は労働力を提供できない。プロジェクトが女性の労働力を必要とする場合には、女性に対して賃金を払うか、あるいは農繁期を避けて農閑期まで待つことが必要だった。しかし、プロジェクトはこの調査を無視し、年間を通じて労働力が確保されるという前提で計画を進めたためプロジェクトの遂行が困難になった。結局、女性の農閑期を待つことになり女性が畑を耕し、植え付けを終了するまでプロジェクトの実施は延期された。女性はすでに時間的、経済的に拘束されているが、農閑期には無料で労働力を提供できるし、また進んでそうした結果、プロジェクトは目標を達成することができた。この事例は、ジェンダー役割の重要性を示す良い例である。ケニア政府は女性たちの労働提供は180万米ドルにも匹敵したと発表している。

(3) に関してはスリランカのマハベリ河開発プロジェクトの事例がある。このプロジェクトのもとで灌漑された地域に新たに人植した家族にとって、大きな問題は農作物の多様化が進まないことである。多くの地域では水が十分確保できないため、二期作ができない。しかし、米が唯一の現金収入であるため、季節的に収入が減少し栄養状態が悪化する。このような状況に対処するため政府は、近年、農産物の多様化を進めており、果物、野菜、香料などの生産を家畜の飼育とともに奨励している。これらの仕事は従来女性の役割であるため、ジェンダー役割に十分配慮したアプローチが取られることが重要であると考えられている。

(4) に関しては、JICA「分野別開発と女性援助研究会報告書」(64頁)に、グアテマラの事例が詳しく載っているので、ここでは省略する。

(5) に関しては、エクアドルの小規模農家を対象とした研究プロジェクトがある。中南米では一般に女性は農業に従事していないという先入観が強いが、小規模農業を対象とした農業生産向上および農業技術の普及には女性が果たす役割を確認することが重要である。多くの地域では男性は出稼ぎに行き、休暇と重なる植え付けの時期にだけ帰ってくる。従って、一年の大半は女性が農作業をしている。もし調査員が男性だけにインタビューすると、男性は女性が従事している農作業に関して知識が十分ないので的確に答えられない。また、多くの場合調査員は男性なので、習慣上女性が話しにくいということもある。特にインディオのコミュニティでは、スペイン語が通じにくい。そこで、この研究プロジェクトでは現地の女性調査員を雇い、女性に生産、貯蔵、消費の習慣などについて情報収集してもらうことにした。このような方法により適正な研究プロジェクトの計画作りをすることができた。ジェンダーに対する配慮は、地域から試験農場を選定する場合にも重要である。男性にだけ農地を試験的に使用させてもらう了解を取っても、男性が出稼ぎに行ってしまう女性だけが残されると、女性は了解していない場合がある。このようなケースが